

嵯峨諸寺門前地の近代的変容に関する予備的考察

渡 邊 秀 一・木 村 大 輔
小 林 善 仁・藤 井 暁

はじめに

(1) 問題の所在

嵯峨・嵐山は京都の西郊に位置する景勝地である。一般的には東山とならんで京都を代表する観光地として知られているが、優れた景観と歴史的遺産、そして田園がつくりだす良好な居住環境のもとで形成された郊外住宅地という側面をあわせもっている。観光地にしろ、郊外住宅地にしろ、それは近代以降のものであり、前近代とはまったく異なる景観がわれわれの目の前にある。この激変してきた嵯峨・嵐山の景観を読み解くキーワードとして、また近世と近代をつなぐキーワードとして取り上げたのが、「門前地」である。寺社地については境内・寺内・門前など様々な用語があり、また寺社を核にして形成された都市の形態として寺内町・門前町などの用語が用いられている。しかし、ここでいう門前地とは歴史学的・歴史地理学的概念というより、寺社とその周辺地域の現況を踏まえて、狭義には山門や築地によって囲い込まれた宗教的空間(=境内)の外に広がる旧境内地を、広義には旧境内地を含め寺社の存在を通して結合しているまとまりある地域を指している。

本稿でとくに注目するのは明治年間に上地された旧寺院境内地である。京都旧市街地の寺院境内地についていえば貸地などにより多くの寺院境内地が江戸時代には市街地化していたことが既に指摘され⁽¹⁾、また江戸時代に歓楽街化していた境内地が上地され、近代的歓楽街へ再編された事例なども知られている⁽²⁾。後者は近代的景観への変化をともなっているが、旧市街寺院境内地には都市空間としての歴史的継続性がある。これに対して、広大な境内地を所有していた郊外寺院は上地によって境内地を大きく

減らし、上地された旧境内地は国有化され、あるいは民間に払い下げられて、郊外住宅地など新たな近代景観を生み出すことになった⁽³⁾と考えられるためである。

そこで、嵯峨・嵐山地域における諸寺門前地の近代的変容を考える上で課題となるのは、以下の4点である。

- ①嵯峨・嵐山地区の諸寺院における上地のプロセスを明らかにすること。
- ②上地された旧境内地(=門前地)の広がりを見定すること。
- ③上地前後の門前地の土地利用変化を明らかにすること。
- ④近代京都の発展が嵯峨諸寺門前地の土地利用の及ぼした影響を明らかにすること。

これらの大きな課題に対して、調査・研究活動は緒に就いたばかりであるが、現時点までに調査した資料とそれから知りえた事柄を以下にまとめ、中間報告としたい。

(2) 対象地域

嘉永5(1852)年に刊行された『洛西嵯峨名所案内記』⁽⁴⁾という嵯峨の住人が執筆した案内記がある。太秦・帷子辻から上嵯峨道の分・下嵯峨道の分に分けて嵯峨一帯の名所旧跡を記載したものである。その記載内容からみた嵯峨は、およそ東は有栖川を境とし、西は大堰川右岸の嵐山、清滝川上流の愛宕山・櫛ヶ原を含む範囲である。大堰川右岸は葛野郡上山田村であるが、景観的には一体であり、以後嵐山として対象範囲に含むものとする。また、大堰川左岸は上嵯峨村・天龍寺門前・池裏村・水尾村・原村・越畑村・川端村(下嵯峨村)・生田村・高田村の9ヶ村にまたがる地域に相当している。

この9ヶ村の支配関係をみると大きく二つの地域に分けられる。表1は明治10(1877)年前後に完成し、内務省へ進達された『旧高旧領取調帳』山城国葛野郡⁽⁵⁾に基づいて嵯峨9ヶ村の村高、領主とその支配高を整理したものである。一見して明らかなように、寺社領は天龍寺門前から生田村までの5ヶ村に集中し、なかでも天龍寺門前・上嵯峨村・池裏村の3ヶ村では大覚寺・天龍寺・清涼寺・二尊院という嵯峨の主要寺院が村高のほと

嵯峨諸寺門前地の近代的変容に関する予備的考察

んどを占めている。また、川端村では速水裕益以下の後院侍の知行地があるが、領地高はわずかで、やはり寺院領が70%近くを占めている。これに対して、高田村は天龍寺領が分布するとはいえ石高はわずかで、水尾村以下3ヶ村になると広橋家・高野家といった公家や下級官人の知行地で、寺社領は全く見られない。したがって、寺院門前地の近代的変容を課題とする本稿においては、嵯峨9ヶ村のうち天龍寺門前から生田村までの5ヶ村を対象地域とすることが最もふさわしいといえよう。

明治維新後の行政区画の変遷を見ると、嵯峨9ヶ村は明治5(1872)年から7(1874)年にかけて合併が進み、上嵯峨村・下嵯峨村・嵯峨野村の3ヶ村になったが、明治22(1889)年に嵯峨野村が太秦村に合併されている。したがって、明治22年以降になると資料のうえでは旧生田村・旧高田村を嵯峨の一部として扱うことが困難になる。そこで、本稿では天龍寺門前以下の5ヶ村から生田村を除き、天龍寺門前・上嵯峨村・池裏村・川端村(下嵯峨村)の4ヶ村、明治時代前・中期の行政区画でいえば上嵯峨村・下嵯峨村の2ヶ村とする。なお、上嵯峨村・下嵯峨村は明治36(1903)年に合併して葛野郡嵯峨村となり、大正12(1923)年に葛野郡嵯峨町、昭和6(1931)年には京都市右京区に合併されている。

表2は嵯峨・嵐山地域における主要6寺院の境内地面積の変化を示したものである。なお、『平安通志』にはこれ以外に臨川寺・遍照寺・曇華院の新境内地面積が記載されている⁽⁶⁾が、旧境内地面積の記載がないため、表には掲載していない。表2によれば、主要6寺院が上地によって失った境内地、すなわち狭義の門前地は50町4反5畝20歩である。さらに、表1にあったように大聖寺⁽⁷⁾・仁和寺・男山八幡宮など嵯峨・嵐山地域以外の寺社の支配地が212.317石あった。これらも寺社支配から離れ嵯峨所持の門前地と一体になるとさらに面積は大きくなり、それが近代の新たな景観形成の土台になっていくのである。

表1 嵯峨地区の

	天龍寺門前	上嵯峨村	池裏村	川端村	生田村
大覚寺領	17.0305	881.6575	104.3120		
大聖寺領		75.0000			
天龍寺領	354.5345	228.3330	87.1600	247.89520	180.50900
清涼寺領		97.8170			
二尊院領	24.124	77.9810	9.4300	0.86000	
真乘院領		23.8470	7.8030		
真光院領			28.0000		
理性院領			11.7000		
仁和寺領				33.20000	
男山八幡宮社領				32.76700	2.30000
壬生家領	42.1143			8.39700	
阿野家領	21.6520	59.4710	8.6690	125.85300	
烏丸家領	5.453	31.4695	46.4895		
高倉家領	2.082	21.6446	31.9835		
高野家領					
正親町家領					
元守護職知行					55.92600
三雲宗裕知行					
日下部幸恒知行					
西大寺実邦知行					
上園実久知行					
尾崎光融知行					
速水裕益知行				0.25912	
山形憲澄知行				0.25923	
松波光貞知行		212.317		0.25923	
世統重遠知行				0.25923	
河端清益知行				0.25923	
岡本清庭知行				0.25923	
速水基益知行				0.25923	
藤木以直知行				0.25923	
藤木有保知行				0.25923	
岡本氏臣知行				0.25923	
斎藤盛益知行				0.25923	
岡本清伸知行				0.25923	
松波資之知行				0.25923	
計	466.9903	1497.2206	335.5470	452.34208	

資料 「旧高旧領取調帳」

注1) 正確には、男山八幡宮社領之内公文所領である。

表2 主要寺院の境内地面積の変化

	境内地面積		上地面積
	旧境内地	新境内地	
	町.反.畝.歩	町.反.畝.歩	町.反.畝.歩
天龍寺	36.0.9.00	10.5.7.27	25.5.1.03
鹿王院	5.9.8.08	1.3.6.14	4.6.1.24
大覚寺	11.4.8.05	2.7.0.04	8.7.8.01
清涼寺	2.5.6.03	1.9.1.13	0.6.4.20
二尊院	10.2.8.06	1.8.4.27	8.4.3.09
法輪寺	3.0.9.02	6.2.0.09	2.4.6.23

資料 京都市参事会編(1895)『平安通志』京都市参事会

I 社寺境内地処分関係資料からみた大覚寺門前地

(1) 社寺境内地処分関係資料の位置付け

歴史地理学が近代以降の社寺門前地を対象として景観復原を行う際に活用してきた資料と言え、地形図や地籍図(8)などの地図類が一般的である。しかし、明治初期においては地形図・地籍図ともその作成事業が緒に就いたばかりであり、地形図などは一部の地域で限定的に作成されるのみであった。本稿の対象地域である嵯峨・嵐山を収めた地形図が作成されるのは明治20年代前半(9)のことであり、それ以前に作成された当該地域の地形図は存在しない。また地籍図については、地券交付や地租改正事業に関係して様々な地籍図類が作成されているものの、地方や地域によって残存状況が異なり、記載内容や地図としての精度についてもかなりの相違が認められるなど、多くの問題点を含んでいる(10)。

このように、歴史地理学が従来使用してきた近代景観の復原資料である地形図・地籍図には幾つかの資料的な制約が存在する。とくに明治初期に限った場合、それらの使用はより困難な状況にある。したがって、当該期における景観復原を行うためには地形図や地籍図に代わる資料を提示する必要がある。そこで、本章では明治初期の社寺門前地の復原を可能とする

嵯峨諸寺門前地の近代的変容に関する予備的考察

資料として、明治4(1871)年から行われた社寺の境内地処分に関係して作成された資料に注目する。一連の資料には境内地処分時の門前地を描いた絵図や処分経過を示す文書などが存在し、これらの資料を用いることで境内地処分に伴う門前地の変化を確認することができる。以下では、明治初期に景観の変化が想定される社寺の門前地について、嵯峨・嵐山の中でも主要な寺院である大覚寺の門前地を例に境内地処分以前の状況を復原するとともに、処分に伴う門前地の変化を検討していく。

(2) 明治初期の社寺境内地処分

明治2(1869)年、明治政府は封建的領有制の解体と政府財源の強化を目的として、諸大名から封土と領民を返上させた。しかしながら、版籍奉還が実施され、諸大名の領有地が政府の所有となるなかで、神社や寺院の領有する土地は依然として旧来のままであり、旧藩領を整理する上でも社寺領の介在が少なからず障害となっていた。そこで、明治4(1871)年正月5日、神社・寺院の境内地を処分する布告⁽¹¹⁾(以下、第1次上地令)が太政官より告示され、社寺境内地の処分が開始された。この第1次上地令は「従前之通被下置候処」となっていた社寺の境内地に対して、「各藩版籍奉還之末社寺ノミ土地人民私有ノ姿ニ相成不相当」であるとの理由から、「現在ノ境内」を除く土地の上地を命じるものであった。社寺境内地の処分については、大蔵省が編纂した『社寺境内地処分誌』⁽¹²⁾にその概要が記されている。また、京都府下で行われた社寺領の処分に関しては、竹林忠男が詳細な検討を行っている⁽¹³⁾。ここでは先行研究を参考にしつつ、関係資料を併用しながら社寺境内地の処分経過についてみていく。

明治4年正月の段階で上地の対象とされたのは、神社・寺院が旧幕府や諸大名から土地の所有権や租税の収納権、あるいは租税納付の免除を承認された朱印地・黒印地・除地などの土地であり、境内地は上地の対象から除外された(図1)。しかし、境内地処分に関する取り調べを担当した府藩県によって境内範囲の確定基準が異なるという不都合が生じていたため、政府は改めて同年5月24日に境内区別の基準⁽¹⁴⁾を府藩県に示し、田畑・山林・荒地(墓地を除く)は全て上地の対象とされた。加えて7月4日の太

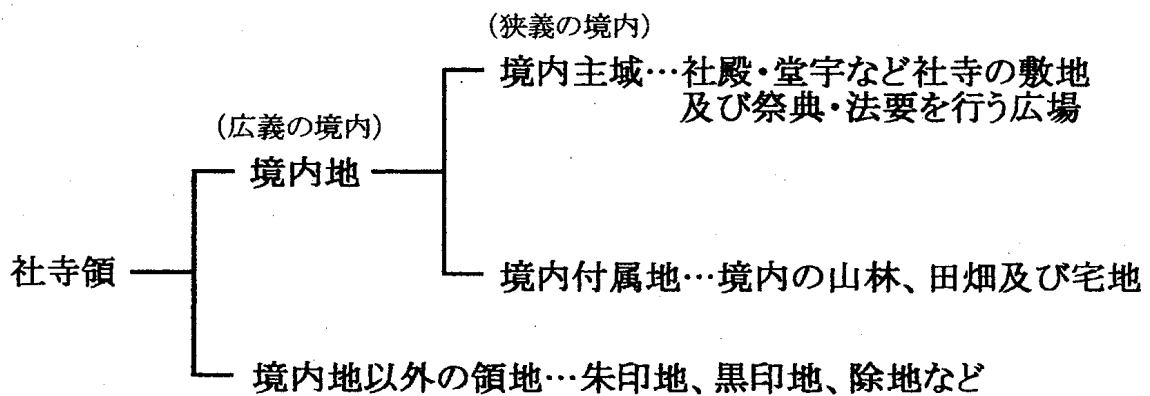


図1 社寺領の区分

注) 大蔵省管財局『社寺境内地処分誌』、大蔵財務協会、1954より作成。

政官達⁽¹⁵⁾では、神社境内の範囲を「本社及建物」の敷地に限定し、その他は上地する旨が示された。以上の法令で示された境内外区別の基準は社寺にとって極めて厳しいものであり、上地の対象は「境内主城」を除く「境内付属地」にまで拡大された。

これらの法令を受けて、京都府では各社寺に対して境内地を描いた絵図と取調書の作成・提出を命じ、これをもとに実地検分を行い、新基準に基づく境内地の確定作業を実施した。このときに、各社寺から京都府へ提出された絵図が『京都府庁史料』(以下、『府庁史料』)に残されている。「社寺境内外区別原図」⁽¹⁶⁾(以下、「原図」)がそれであり、愛宕・葛野・紀伊・乙訓の4郡の分が現存している。「原図」を通覧して気付くことは、社寺ごとに見られる記載内容の違いである。嵯峨・嵐山の主要な寺院⁽¹⁷⁾である清涼寺・大覚寺・二尊院の「原図」を比較してみると、境内地の範囲を示す朱引線が記されている点は3枚ともに共通するものの、それ以外では共通点が見当たらず、それぞれ記載する内容が異なっている。この「原図」をもとに地券掛が実地検分を行い、境内地の範囲が確定されたのだが、記載内容の差異からも推察されるように取り調べの成果は一定せず、なかには再検査を必要とする社寺もみられた⁽¹⁸⁾。

境内地処分が行われていたこの時期は、地券交付や地租改正事業などが開始された頃でもあり、これらの事業との関連から社寺境内地の処分は急がれた。政府の重要施策である地租改正事業は当初、大蔵省の管轄であっ

嵯峨諸寺門前地の近代的変容に関する予備的考察

たが、事業の性質上から内務省と関連する事項が少なくなかったため、明治8(1875)年3月、両者の間に地租改正事務局が設置された。当時、社寺行政の担当機関は教義に関する事項を教部省が担当し、その他の事項は内務省と大蔵省が担当していたため、社寺境内地処分も地租改正事務局のもと改租事業の一環として行われることとなった⁽¹⁹⁾。

地租改正事務局は土地の名称を区別し、所有者を確定する作業を進めるなかで、社寺境内外の区別が判然としていないため地租改正事業に支障をきたしているとして、同年6月29日付で府県に「社寺境内外区画取調規則」⁽²⁰⁾(以下、第2次上地令)を通達し、境内外区別取調の推進を図った。第2次上地令では社寺境内地の範囲を「祭典法用ニ必需ノ場所」とし、これを「新境内」と定め、それ以外の土地は「悉皆上地」と心得て取り調べを行うように指示された。このとき新規に境界を定める際は「溝塹堤墻又者道路等ノ地形」によって判別し、境内域を示す表示の設置を明記している。これにより境内外区別の明確な基準が示され、以後はこの第2次上地令に基づき境内地の確定作業が行われた。

第2次上地令の発令に伴う社寺境内外区別取調の結果については、『府庁史料』に残る「社寺境内外区別取調帳」⁽²¹⁾(以下、「取調帳」)から知ることができる。「取調帳」は処分された境内地の内訳と処分の経過を社寺ごとに記し、これを京都府が郡別にまとめ、内務省へ提出したものである。『府庁史料』に残る「取調帳」は京都府側の控⁽²²⁾であり、後年の変更を示す記述や境内地の復旧に関する図面などが収められている。「取調帳」の記載をもとに大覚寺の境内地処分についてみると、処分以前の境内地は11町4反8畝5歩(11万3867㎡)であり、このうち大覚寺境内分として2町1反6畝8歩(2万1448㎡)、塔頭覚勝院境内分として5反3畝26歩(5342㎡)、合計2町7反4歩(2万6790㎡)が「現境内ニ存置見込之分」と判断され、この他に16歩(53㎡)が墓地分として認められている。旧境内に占める現境内の割合は23%程でしかなく、実に全体の4分の3以上が上地されたことになる。「取調帳」には山林に関する記載が見られないが、明治9(1876)年3月に地券掛から土木掛へ提出された書類に「山林反別五拾壹町五拾歩 大覚寺境外地」とあることから、明治9年以前に上地されていたものとみられる⁽²³⁾。

(3) 大覚寺門前地の復原と変容

境内地処分の結果として、大覚寺が大幅にその規模を縮減されたことは前節で確認したとおりであるが、それでは11町を超える広大な境内地とは一体どのような空間であったのであろうか。これを復原する上で有効な資料が、先程の「取調帳」と同じく『府庁史料』に残る社寺境内外区別取調に関する絵図類である⁽²⁴⁾。

第2次上地令では第6条で「取調帳」の作成を規定するとともに、第8条では「取調帳」に絵図を添付し、伺書を提出するよう指示がなされている。これに基づき作成されたものが「社寺境内外区別図面」⁽²⁵⁾(以下、「取調帳付図」)である。「取調帳付図」は旧境内地の実測図を地目別に色分けしたものであり、境内と境外の範囲はそれぞれ実線と点線で区別されている。また「取調帳」の添付図面という性格から、図内には境内外区別取調の結果として分類別に処分面積がまとめられ、それらの所在を示す記号が書き入れられている。

この「取調帳付図」に先立って作成された絵図が、明治8(1875)年から15(1882)年頃の作成⁽²⁶⁾とされる「社寺境内外区別図」⁽²⁷⁾(以下、「区別図」)である。「区別図」は第2次上地令に基づく境内外区別の線引き結果を示した実測図であり、大覚寺分は「分間式千分一」で作成されている。図中には「士族敷地」・「人家」などに分けられた区画ごとに面積(坪数)が記載され、情報の変更を指示する朱書きが記されている。これらの情報が「取調帳付図」を作成する際に活用され、境内地の状況に関する情報の更新も行われている。

「取調帳付図」・「区別図」に前節で触れた「原図」を加えた3枚の絵図が、社寺境内外区別取調に関係して作成された絵図類である。それぞれの絵図の作成年代を整理すると「取調帳付図」が明治16～18(1883～85)年、「区別図」が明治8～15年、「原図」が明治4～6(1871～73)年である。よって、「原図」・「区別図」・「取調帳付図」の順に記載内容を確認していくことにより境内地の変化を空間的に把握することが可能となる。

これまでみてきたように、社寺境内地処分では処分対象とされた境内地と

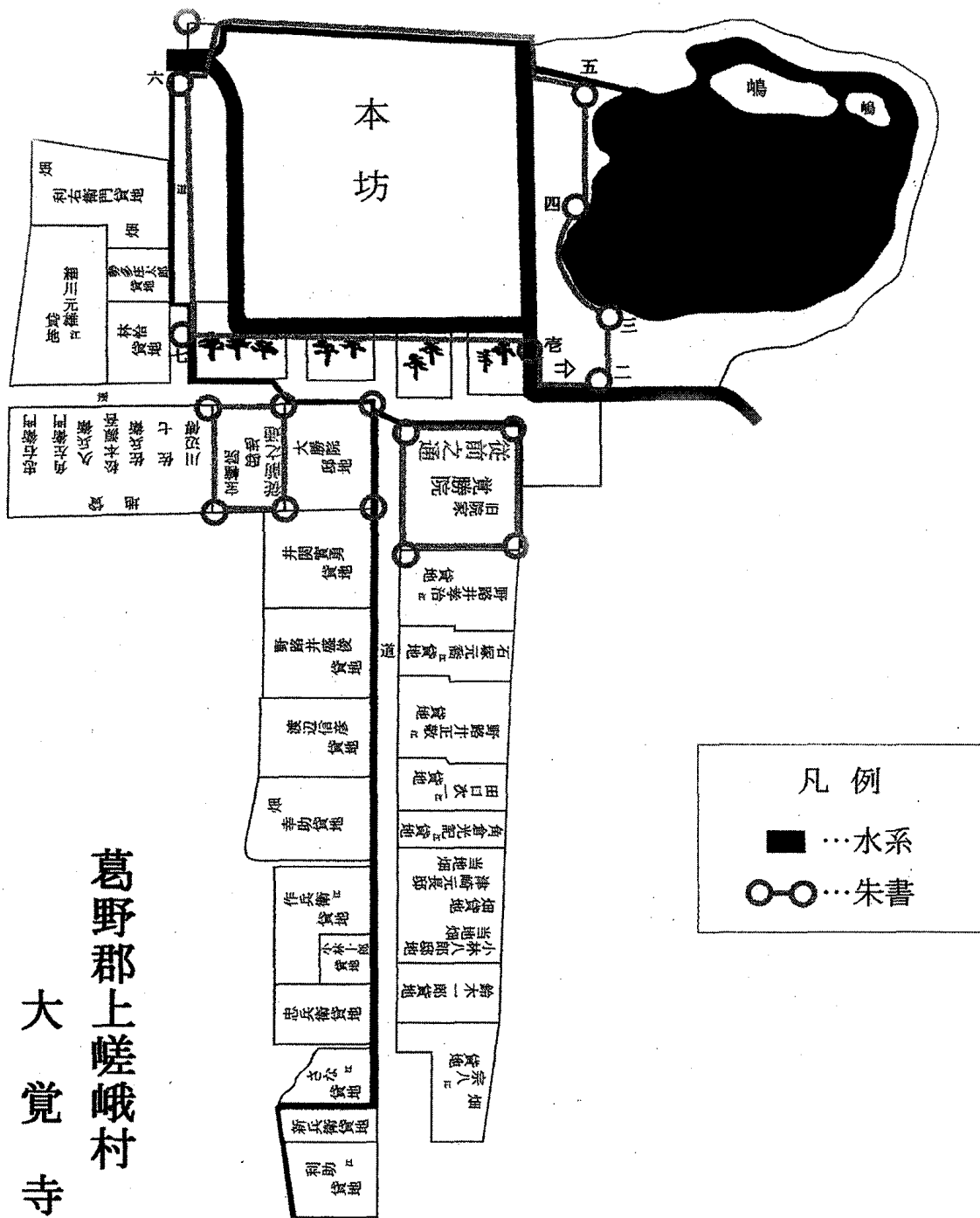
嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

は、社殿・堂宇の建つ境内主域と門前地などの境内附属地からなる空間であった。このことから境内地の変化を検討することは、すなわち門前地の変化をみることにもつながる。そこで以下では、まず「原図」をもとに明治初年段階での境内地の状況を復原し、その後の境内地処分に伴う境内地の変容について門前地を中心に「区別図」・「取調帳付図」から検討していく。

「原図」は大覚寺の境内主域を「本坊」と記し、その東に大沢池を、南と西に門前地を描いている(図2)。図の左下隅には「葛野郡上嵯峨村大覚寺」と明記されている。門前地には31の土地区画と人名及び土地の状態が記され、なかには複数の人名が記される区画も存在する。門前地のうち、本坊のすぐ南に位置する区画には林を表わすとみられる樹木が描かれ、道路を挟んだ向かい側の区画には「旧院家覚勝院」・「大勝院邸地」・「宝幢院邸地」と記されている。覚勝院・大勝院・宝幢院は院家と呼ばれた大覚寺の子院⁽²⁸⁾であるが、原図には覚勝院と宝幢院の区画にのみ「従前之通」と朱書きがなされ、区画の四隅が朱書きの丸で、四辺が朱線で囲まれている。同様の朱書きは本坊の周囲にも記され、その範囲は本坊と川を挟んだ西側の1区画、及び大沢池の西岸に及ぶ。

「原図」に見られるこうした朱書きは他の寺院の「原図」においても確認できるものであるが、前述した「原図」の作成経緯や「従前之通」の記載などから、第1次上地令に基づき京都府が判断した境内地の範囲を示したものとみられる。ここで注目されるのが、「大勝院邸地」と記された区画である。「原図」を見ると、この区画の北東と南東の角に朱書きの丸が記されているのだが、こちらは朱線で囲まれていない。同様に、朱線で囲まれていない丸書きは本坊の北西においても確認される。境内地の範囲は京都府による実地検分を経て確定したが、社寺側から提出された「原図」を京都府が吟味し、予め境内地の範囲を朱書きの丸で示した後に現地視察を行い、現状を確認した上で改めて境内地と判断された箇所を朱線で囲み「従前之通」と記入したものと推測できる。このことから、大勝院はこのとき既に廃寺になっており、境内地から除外されたものと考えられる。

寺院以外の区画に目を転じると、人名の記された区画に違いが見られることに気付く。例えば、大勝院邸地南側の区画には「井関實勇貸地」と記



葛野郡上嵯峨村
大覚寺

図2 処分以前の覚寺境内地

注) 明治5 (1872) 年「社寺境内外区別原図」、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁史料』明5-47をトレスして作成。

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

されているが、これと向かい合う覚勝院南側の区画には「野路井孝治江貸地」とある。人名の後ろに「貸地」と続くものと「江貸地」と続くものと2種類が存在するのである。この違いが何を意味するかについて現時点で確たることは言えないが、前者は井関實勇が他者へ貸与している土地を示し、後者は大覚寺が野路井孝治へ貸与している土地を示しているものと推察される。井関氏・野路井氏はともに大覚寺の坊官を勤めた家⁽²⁹⁾であるが、「原図」には両氏の他にも石塚・勢多・細川など大覚寺に勤仕した坊官・侍家・格勤とみられる人名が記されている。「原図」にはこれ以外の姓をもつ人名や姓のない人名も見られ、坊官などの例と同様に「貸地」と表記されている。これらの人名について、その詳細は不明であるが、大覚寺に従属するかあるいは大覚寺の土地を借り受けていた人々であったと推測される。「原図」の一部の区画には、「畑」・「当地畑」という記載が見られる。しかし、大半の区画には土地利用を示す記載が見られないため、これらの区画が実際にどのような利用をされていたかについては、先述の坊官・侍家・格勤以外の人名と同じく判然としない。

このように、明治初年段階の大覚寺境内地は、境内主域と大沢池及び門前地からなり、門前地は塔頭寺院と大覚寺に勤仕する人々などへの貸地から構成されていたことが「原図」の記載から明らかになった。第1次上地令に基づく境内地の範囲は、境内主域と塔頭寺院に限られ、廃寺になっていた塔頭と大沢池の大部分については境内外と判断され、門前地と同じく上地の対象とされた。土地利用の状況や記載された人名などについては、その一部が明らかになったものの不明な点が多く残る。

明治7(1874)年11月、社寺境内外区別の推進を企図した内務省は府県宛に取調官の派遣を通達し、取調を行う上で必要な書類や図面類の調達を翌年3月までに行うよう指示した⁽³⁰⁾。このとき境内外の区別を注意して行い、実測図面を整備する旨が併せて指示されているが、その後に出された教部省達や第2次上地令を受けて作成されたのが「区別図」である⁽³¹⁾。「区別図」の作成は、前述のとおり明治8～15年の間とされることから、「原図」後の境内地や門前地の状況を知る上で有効である。

「区別図」は図題に「新旧境内外区別」とあるように、新旧境内地の区

別が図示されている。大覚寺と塔頭の覚勝院・宝幢院には、それぞれ「新境内」と記載され、「原図」と同様の範囲が新境内と認められている。しかし、宝幢院については、坪数「四百廿五坪」が朱線で消され、「廢シ 八畝五歩 畑ニスヘシ」との指示が書き加えられている。「取調帳」によると、私墾畑地と荒蕪地の項に「元宝幢院跡地」の記載があり、前者には「此反別八畝五歩 元宝幢院跡地 是ハ自費開墾之廉ヲ以大覚寺江下渡 明治十一年一月届出之分」⁽³²⁾と記されていることから、明治11年以前に宝幢院が廃寺となり、その跡地の一部が大覚寺によって開墾されたことが分かる。また「原図」で境内地から除外された旧大勝院邸地については、朱筆で林と表記されている。

「区別図」には「原図」で見られた詳細な土地割が描かれていないため区画の実数は不明であるが、区画内には畑・人家・林といった土地の区別と坪数が明記されていることから、土地利用の状況が判明する。また「士族敷地」と記された区画に土地利用は明記されていないが、「区別図」には「取調帳」に記載される地種の分布や「取調帳付図」への変更点などが朱書きされていることから、「取調帳」と対応させることにより士族敷地の土地利用状況が明らかとなる。「区別図」の記載から明治8年～15年の門前地の状況を見ると、「原図」で畑とされた区画に変化は見られず、新たに宝幢院邸地が畑地化している。「原図」で坊官・侍家・格勤とみられる人名が記されていた区画には「士族敷地」とあり、このうち覚勝院や旧宝幢院南側の区画内は旧家来居住地であった。「取調帳」によると、旧家来居住地は明治6(1873)年9月に租税寮へ伺書が出された後、井関實勇ほか8名へ下げ渡されている。もう一方の士族敷地である大覚寺西側の区画は田地であったとみられるが、「区別図」には「千四百六十二坪」とあるのに対して、「取調帳」の面積記載には「田地 此反別壺反六畝歩」とあるため、両者の記載は大幅に異なる。処分の経緯を見ると、明治7年6月に林康郎ほか1名に下げ渡されていることから、「原図」に「林恰貸地」とある区画が田地であったと考えられる。これら以外の区画としては、門前地の南部に「人家」、旧宝幢院邸地の西側に「民家」と記された一画が見られる。これらの区画は、「取調帳」の記載から「人民居住地」であった

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

ことが分かるが、その屋敷が自費で建てられたものであったことから本多弥平次ほか13名へ下げ渡されている。このように、明治8年から同15年の間に大覚寺旧境内地では塔頭の宝幢院が廃寺となり、大覚寺の境内地はさらに縮小された。またかつての境内地である門前地では、既に明治6年から土地の下げ渡しが行われ、これらの土地は大覚寺に勤仕していた人々などの所有地となった。

こうして大覚寺の境内地処分は完了し、その結果は「取調帳」とそれに添付された「取調帳付図」にまとめられ、内務省へ提出された。葛野郡の「取調帳」と「取調帳付図」は、明治18年10月に提出されていることから、「区別図」の記載をもとに作成されたとみられるが、両図を比較すると門前地に若干の変化が見られることから、「取調帳付図」は「区別図」後の変更点を盛り込んで作成されたと考えられる。

「取調帳付図」は地目別に着色されているため、その記載から門前地の土地利用状況を知ることができる(図3)。「区別図」に見られた「士族敷地」と「人家」・「民家」の人民居住地は宅地として赤色に着色され、大覚寺西側の士族敷地に見られた田地も同様に着色されていることから宅地化したものとみられる。また大覚寺が開墾した宝幢院跡地の畑はその一部が荒蕪地となっているものの、門前地全体としてはこれ以外に土地利用上での変化は見られない。

(4) 小 括

以上、社寺境内地処分に関する資料を用いて、大覚寺門前地の復原とその変容について考察してきた。境内地処分以前の大覚寺境内地は、11町歩を超える広大なものであり、それらは境内主域と境内附属地で構成され、境内附属地には山林や門前地が含まれていた。明治4年から段階的に行われた境内地処分の結果、大覚寺境内地は境内主域部と有住の塔頭寺院地に限定され、附属の山林を始め隣接する大沢池から門前の宅地・耕地、廃寺となった大勝院・宝幢院の跡地に至るまで、旧境内地の4分の3以上が上地された。

収公された門前地には、井関氏や野路井氏など坊官・家士の屋敷やその

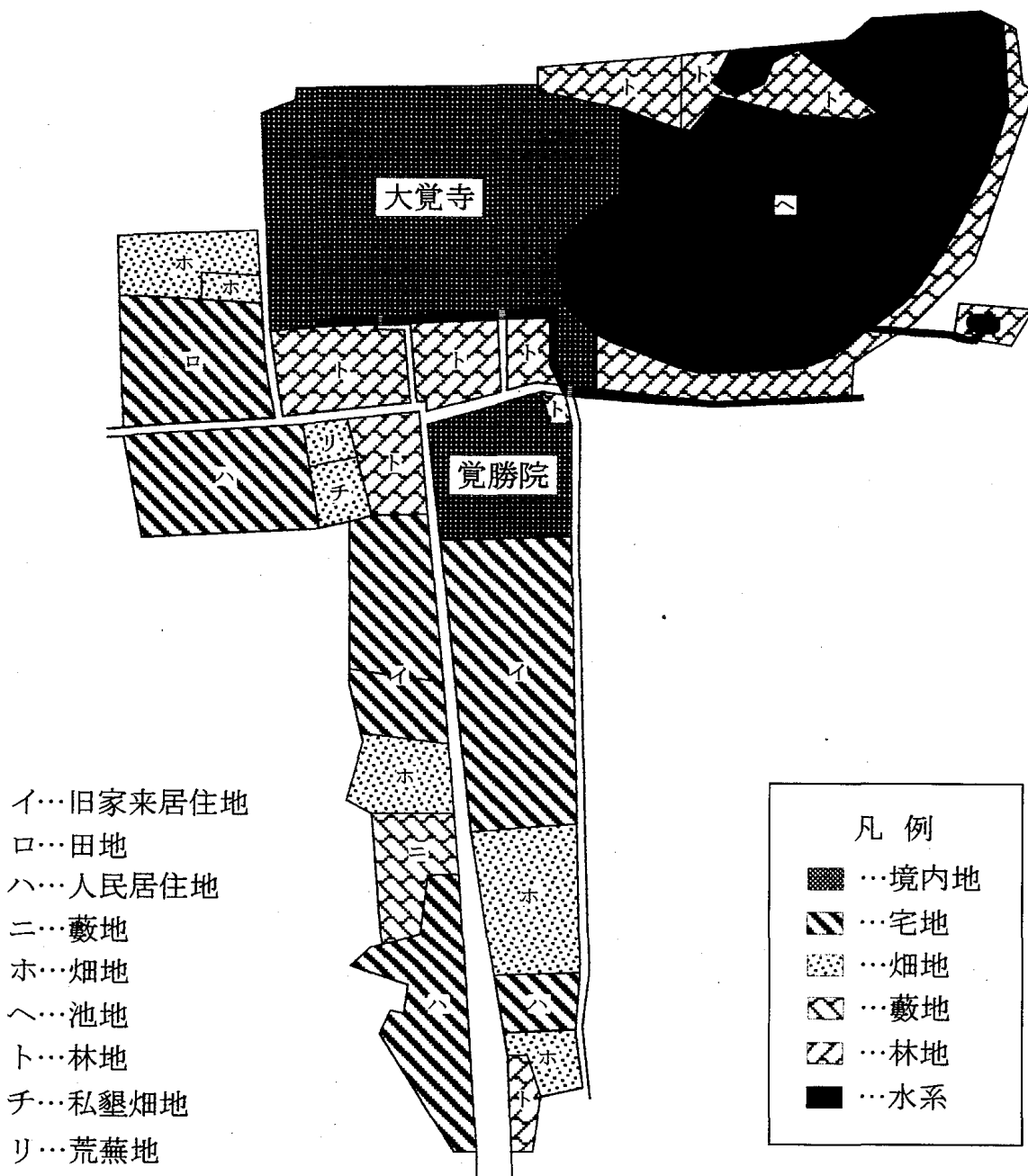


図3 大覚寺旧境内地の状況

注1) 明治16(1883)年「社寺境内外区別図面」、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁史料』明16-48-追2より作成。

2) 記号イ〜リは、「社寺境内外区別取調帳」、『京都府庁史料』明16-48-追1の記載と対応している。

他の人々の居住地や耕作地が広がっていたが、これらの土地は境内地処分に伴い明治政府から彼らに払い下げられた。これにより、それまで支配上一体であった大覚寺と門前地は切り離され、明治政府のもとで一元的に支

嵯峨諸寺門前地の近代的変容に関する予備的考察

配されることとなった。しかし、境内地処分に関する一連の絵図類から門前地の景観を考察したなかでは、無住寺院の廃寺化のほかに目立った変化は確認されなかったことから、境内地処分による景観への影響は割合少なかったと言える。

境内地処分によって上地された門前地や付属の山林などは、一部が境内地に復旧⁽³³⁾されたものの、大部分が官有地・民有地として明治20年代前半の仮製地形図⁽³⁴⁾、あるいは地籍図に見られる景観へと続いていく。現在の嵯峨・嵐山がもつ郊外住宅地としての面や観光地という面が現れるには鉄道の開通やバス路線の開業を待たねばならないが、こうした開発の基礎を生み出したのが社寺の境内地処分であった。

Ⅱ 嵯峨・嵐山地域の地籍図とその利用

(1) 地籍図の種類と作成過程

普段我々が地籍図と呼んでいるものには、大きく分けて2種類がある。一つは昭和26(1951)年の国土調査法に基づいて作成された新地籍図と呼ばれるものであり、他は明治期に作成された旧地籍図である(以後、旧地籍図を地籍図と記す)⁽³⁵⁾。新地籍図がほぼ地割境界線と地番だけを記述しているのに対し、地籍図には地割境界線や地番はもちろん、地名や各地割の地目・等級など多くの情報が記述されていることから、歴史地理学研究的資料として地名収集や景観復原などに用いられてきた。そこで本章でも地籍図の作成過程とその利用について述べていきたい。

図4は地籍図及び新地籍図の作成時期・事業・法律などの相互的な関係と備置場所を系譜的に示したものである。これによると明治期に作成された地籍図は壬申地券地引絵図、地租改正地引絵図、地押調査更正地図、地籍編纂地籍図の4種類であったことがわかる。但し、図4で示した過程で作成された各地籍図は、それぞれの事業や法律の目的によって表現法に違いがみられる。また、全府県で4種類とも作成されたわけではなく、作成時期も府県によって少しずつ異なっている⁽³⁶⁾。以下では、このような経緯と各地籍図の特徴について概観していく。

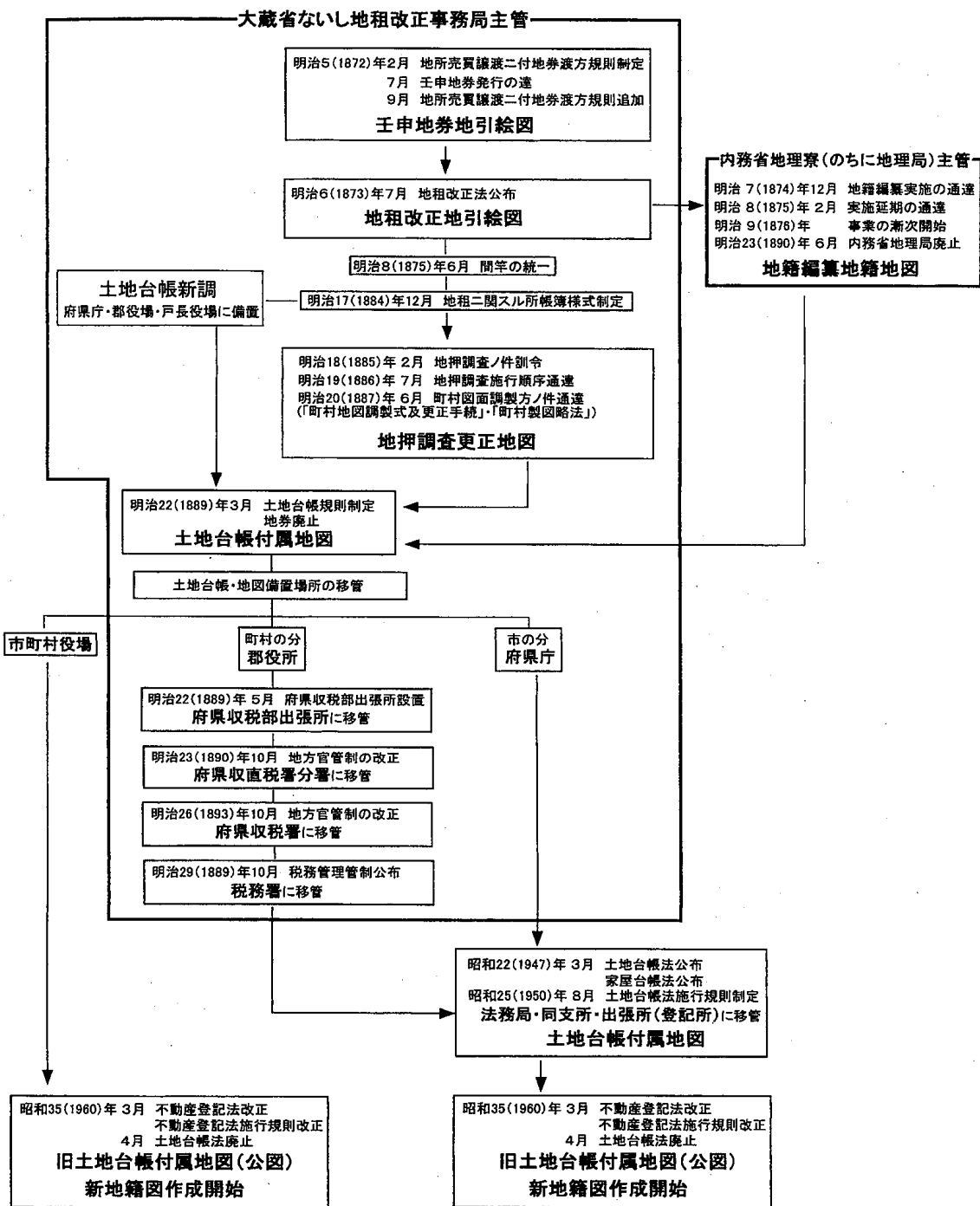


図4 明治期作成地籍図の系譜と備置場所

①壬申地券地引絵図

壬申地券地引絵図は地券交付作業に伴って作成された地籍図をいう。この地籍図は調査時に実測が行われず、従来の検地帳や名寄帳などの反別を

嵯峨諸寺門前地の近代的変容に関する予備的考察

基礎とし、所有者の申告制をとっていたことから、正確な土地区画あるいは面積を表すことよりも、各土地の位置や配列の把握に主眼を置いていたのである。さらに、調査時に脱落地の発生を防ぐため、土地の位置の表示法として地番が設定され、地券番号としても用いられた⁽³⁷⁾。

地籍図の表現法にしても宅地に家型の記号が用いられ、神社や寺などに絵画的な描写が行われるなど、従来の村絵図の様式が採用されたところが多かったといわれている。しかし、明治6(1873)年には地租改正法が公布されたことから、作成作業を打切った県や改租作業に切換えて継続した県など様々であった⁽³⁸⁾。

②地租改正地引絵図

地租改正地引絵図は地租改正事業に基づいて作成された地籍図である。この事業の調査に際して、地域規模がきわめて不均等になっていた近世以来の字を区画し直し、その字に新しく番号が付けられた。地番についても区画し直された字を単元に新たな地番が設定された。この新たに設定された地番はその後約100年近く用いられるが、そのころになると分筆・合筆によって枝番・欠番が生じて錯綜をきたした。このようなことから町名地番整理事業が発足され、昭和37(1962)年5月に「住居表示に関する法律」が定められた⁽³⁹⁾。

この地租改正事業における調査においても壬申地券交付時の調査と同じく申告制がとられた。しかし、土地面積に関しては実測が行われ、申告についても1筆ごとの調査を地番順に記載した帳面とそれを表現した地引絵図をもって嚴重な実地検査が行われた。但し、実測が行われたのは民有地のみであり、官有地や課税対象外の土地は見取りで済ましている府県も多かった⁽⁴⁰⁾。

事業開始時期については各府県でそれぞれ異なる。近畿地方だけでも明治7(1874)年に開始された府県が滋賀(近江)・豊岡・兵庫(摂津)・大阪・堺・和歌山、明治8(1875)年開始が京都・兵庫(播磨)・名東(淡路)となっている⁽⁴¹⁾。

地租改正地引絵図の作成に際して、各府県内ではそれぞれが雛形を示すなどして統一を図ったが、各府県間による違いが生じた。事業実施期間中

の明治8年にこれまで不統一のままであった間竿・面積単位の1間が6尺、1反が300歩で統一されたため、その前後で丈量基準の異なる地籍図が作成され、さらに地目を彩色によって区別しているものもあったのである。一般的に地租改正地引絵図には一筆図、字図、全村図の3種類が作製されているが、これも県によっては一筆図を省略したり、字図あるいは全村図を作成しなかった県があったりと統一されていなかった(42)。

③地押調査更正地図

明治17(1884)年12月に府県庁・郡役所・町村戸長役場に土地台帳が備え置かれることとなり、そのために新たに土地台帳を作成することとなった。それは地券台帳と地租改正地引絵図をもとに作成されたが、この両者と実地との相違が著しかった。特に地租改正地引絵図は技術的に未熟な村民たちによって作成されたところもあり、測量の不正確さと遺漏・脱落地が多かった(43)。このことから土地台帳作成機関である大蔵省は明治18(1885)年2月に各府県へ地租改正事業における誤りと、その後の変動を調整する旨を命じた。このとき作成された地籍図を地押調査更正地図と称している。

この地押調査更正地図は初め土地丈量や地図作成について規準が示されることがなく、従来の方法が踏襲されたため、不完全なものが多かった。そこで大蔵省は各府県へ内訓を通達し、一定の方式を示した。この内訓で近代的測量機器を用いた測量方法や縮尺などが指定されたことから、精度の高いものも作成されるようになった反面、内訓通達以前に作成された地図との間に精度の差が生じたのである(44)。このようにして作成された地押調査更正地図は、その後の明治22(1889)年3月に公布された「土地台帳規則」によって土地台帳附属地図と称されるようになった。現在、役所や役場、法務局や登記所に保管されている公図と呼ばれているものには、このときの地籍図が多く残っている。

④地籍編纂地籍地図

地籍編纂地籍地図は全国地籍編纂調査に基づいて作成された地籍図のことをいう。この地籍図は前記の3者とは若干異なった性格を有している。それは前記の3者が大蔵省ないしは地租改正事務局主管によって行われたのに対して、地籍編纂事業は内務省地理寮(後に地理局)主管で行われたこ

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

とである。この地籍編纂地籍地図について島津俊之は上記の3者は地租改正を主とした税制近代化政策の流れに位置づけているのに対して、地籍編纂事業は国土空間情報の収集と数値データ化に意を注いだものであり、税制近代化政策とは別の系譜に属するものとしている(45)。

この地図の特色としては、官有地と民有地の全てを調査対象地としている点と、隣接の町村や郡市・府県の境界を厳密に測量している点が挙げられる。但し、地租改正事業とほぼ同時期に行われたことから、地租改正地引絵図を使用して地籍編纂地籍地図を新規には作成しなかった府県も多かったようであり、それぞれの府県における地籍編纂事業の実態は不明なところが多い(46)。

図4にあるように地籍図はいくつかの移動を経て、現在その多くが各市役所・町村役場、あるいは地方法務局・同支所・出張所(登記所)に置かれている。新地籍図が作成されると、地域によっては新地籍図へと差し替えが行われているところもある。しかし、新地籍図の備え付けはまだ日本全域の半ばにも達しておらず(47)、新地籍図が備え付けられていない地域では現在でも明治期作成の地籍図が旧土地台帳付属地図として使用されている。

(2) 京都府における地籍図の作成過程

京都府における地籍図の完成時期は各市町村によってそれぞれ異なるが、遅くとも明治30年代半ば頃には全府下的に完成をみるに至ったとされている(48)。竹林忠男によると、地籍編纂事業の実施にともなって明治19(1886)年頃までに地籍図が作成された地域は、上京区・下京区・愛宕郡・乙訓郡の2区2郡であり、地押調査の結果によって明治21(1888)年頃までに地押調査更正地図が作成された地域は、丹後加佐郡・与謝郡・中郡・竹野郡・熊野郡・丹波天田郡の6郡であった。そして、本研究対象地である嵯峨・嵐山を含む葛野郡は、残る山城紀伊郡・宇治郡・久世郡・綴喜郡・相楽郡・丹波北桑田郡・南桑田郡・船井郡・何鹿郡とともに明治20年代末頃になってもまだ不完全な地籍図しか作成されていなかった(49)。なお、京都府では明治22(1889)年の「土地台帳規則」の公布によって上述の地籍図が土地台帳付属地図として用いられたが、葛野郡以下多くの地域では明治22

年の「土地台帳規則」が公布されてからも暫くの間は地租改正地引絵図を訂正しながら使用していた。

京都府においても土地台帳付属地図への準備事業ともいえる地押更正地図の作成が、明治21年4月に「町村地図調整式及更正手続」と「町村製図略法」によって府管内に通達された。しかし、上京区・下京区・愛宕郡・乙訓郡では前述のとおり既に精密な地籍編纂地籍地図が作成されていたことから、このとき新規に地籍図が作成されることはなかった。また、丹後5郡と丹波天田郡は旧豊岡県下においても地租改正地引絵図が作成されていなかったため、新たに地押更正地図が作成された⁽⁵⁰⁾。

残る山城6郡と丹波4郡における新規の地籍図作成については、明治31(1898)年9月30日内訓第20号で「明治廿九年四月四日内訓第三号ニ拠各町村ニ於テノ新調スヘキ町村地図儀ハ官民有地分界寄調査ノ必要有之候條各町村字限実測図別ニ壺組ツツ本庁ニ差出候様取計スベシ」と通達している⁽⁵¹⁾。ここでいう明治29(1896)年4月の内訓第3号は現在残っていないが、各町村において「町村地図調製式」にもとづいて新規に地籍図を作成するように指示したものである⁽⁵²⁾。これにより、それまで地租改正地引絵図を訂正して使用していた地域では明治30(1897)年から明治35(1902)年にかけて「町村地図調製式」に基づいて新規に地籍図を作成した⁽⁵³⁾。この「町村地図調製式」に基づいた地籍図の作成終了をもって京都府下における土地台帳及び付属地図の作成事業は完了した。

(3) 嵯峨・嵐山地域の地籍図の利用

本稿の対象地域である嵯峨・嵐山の地籍図は旧公図と呼ばれ、現在、京都地方法務局嵯峨出張所に備置されて利用することができる。体裁は基本的に旧村ごとに冊子となっているが、範囲が大きい旧上嵯峨村は数冊に分かれている。その多くに「明治三二年調製」の記述があることから、前述の町村地図調製式の地籍図にあたるのがわかるが、一部に昭和に入ってから作成されたと考えられるものも含まれている。

この地籍図には地割境界線・字界・地番・地目・等級が記述され、道路は朱色、河川及び水路は水色で着色されている。土地台帳をみると明治32

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

(1899)年から昭和34(1959)年までの土地の分筆や合筆などの変化が記載されているが、地籍図にはその分筆や合筆にともなう地割境界線の追加や削除が直接書き込まれたり、貼り紙をされたりしながら更新されている。地番についても明治32年時のものを基本として、その後の分筆・合筆は枝番を付してあらわしている。

図5は枝番を整理し明治32年以後に追加された地割境界線を削除して嵯峨天竜寺造路町の明治32年時の地割と地番、土地台帳に記載されていた地目を表したものである。一部欠損部分や不明な地番が存在するが、この図からは明治32年における造路町の地割を読み取ることができる。また、凡例で「その他」に分類された地割には社寺地や墓地などが含まれている。

地割をみると造路沿いで区画が細分化されているのに対して、中央あるいは南部には比較的大きな地割が存在している。造路沿いの地割はほとんどが宅地で、中央あるいは南部の地割はほぼ山林であったことがわかる。さらに図5と比較するために、現在の造路町周辺を表したものが図6である⁽⁵⁴⁾。これをみると、明治32年当時に山林であった地割に多くの建物がみとれる。現在、渡月橋へ通じる南北通りは土産物屋や飲食店などが建ち並ぶ賑やかな場所である。この場所は図5における地番20や37にあたり、もとは山林であったことがわかる。地割の形状や地目からみる限り、明治32年頃の造路町には土産物屋や飲食店街などは無かったのである。地番20や37の地割が細分化され始めるのは昭和前期になってからである。地割の細分化がすなわち土産物屋や飲食店などへの変化をあらわしているとは言いきれない。しかし、この場所の景観変化を考える際に、地割の細分化が進んだこの時期を一つの転換期として注目しておくことは必要であろう。

この造路町の景観変化を考える際、注目されるのが鉄道の敷設である。図6においても京福電鉄嵐山線ならびに嵐山駅が確認できる。また、地籍図中にも鉄道用地あるいは軌道用地として読み取れる地割がある。それを表したものが図7の斜線部である。東西方向に走る地割は嵐山電車軌道の線路で、その北側にある地割は愛宕山鉄道の線路と考えられる。そのように考えると、更に西側にある地番21または欠損部分が現在の嵐山駅であったと考えられる。

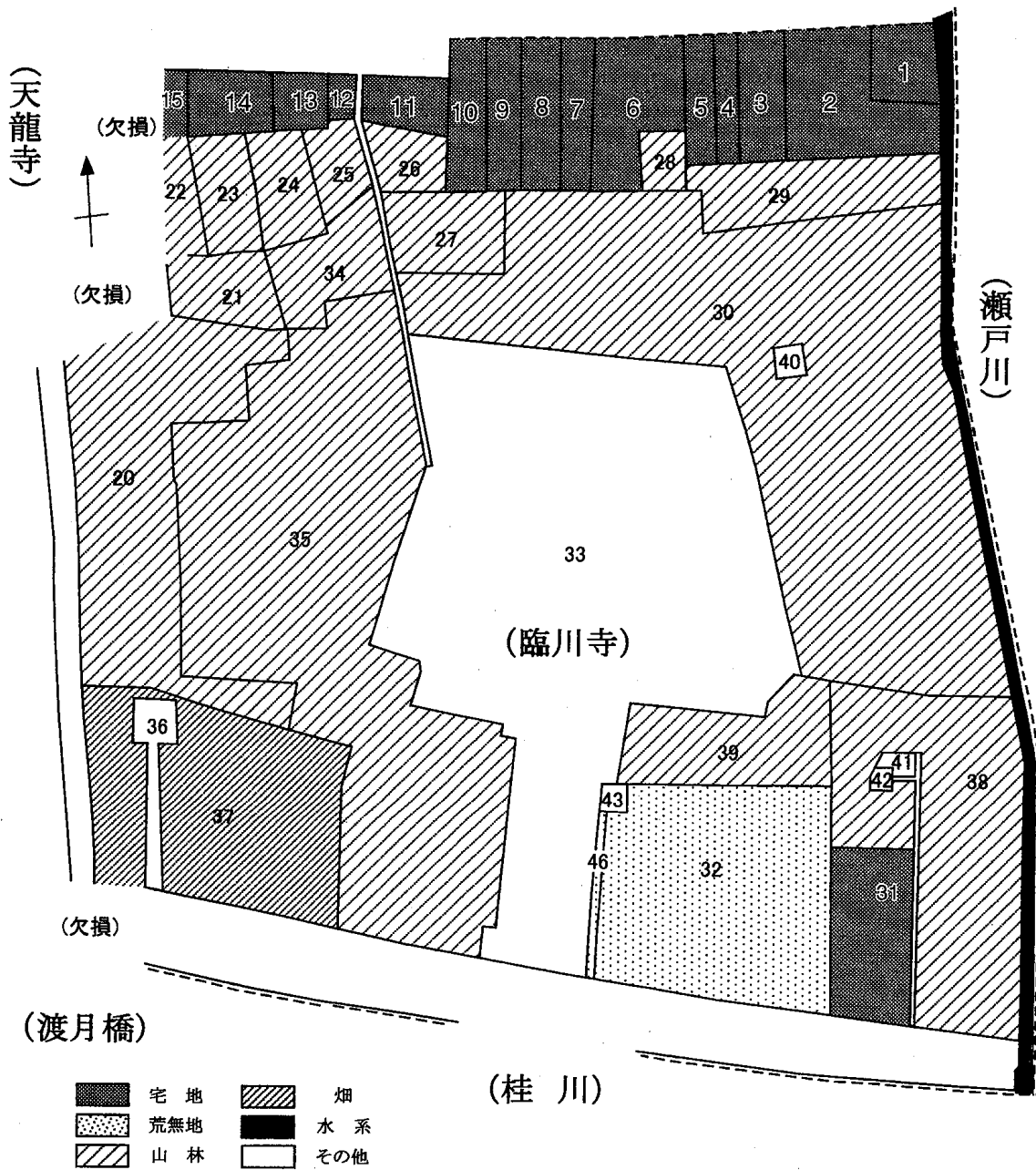


図5 明治32年の造路町の土地利用

- 注1) 地番16・17・18・19・44・45不明
 2) () 内筆者による加筆

(4) 小 括

我々の眼前にある景観が過去の様々な人間の営みの痕跡を残しつつ「現在」として現れているように、地籍図も「過去」の様々な時期の営みを地

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察



図6 造路町周辺図

割境界線に残しつつ「現在」の土地の形状を記録している。嵯峨における地籍図の場合、昭和34(1959)年を「現在」とする土地の形状である。したがって、地籍図は「過去」の景観を直接的に表現してはいない。地籍図の「現在」を出発点に「過去」のある時点における景観を復原するためには、その土地の歴史を記録した土地台帳が欠かせない。土地台帳には地割一筆ごとに字名・地番・地目・反別・等級・地価・地租・所有者・所有者住所

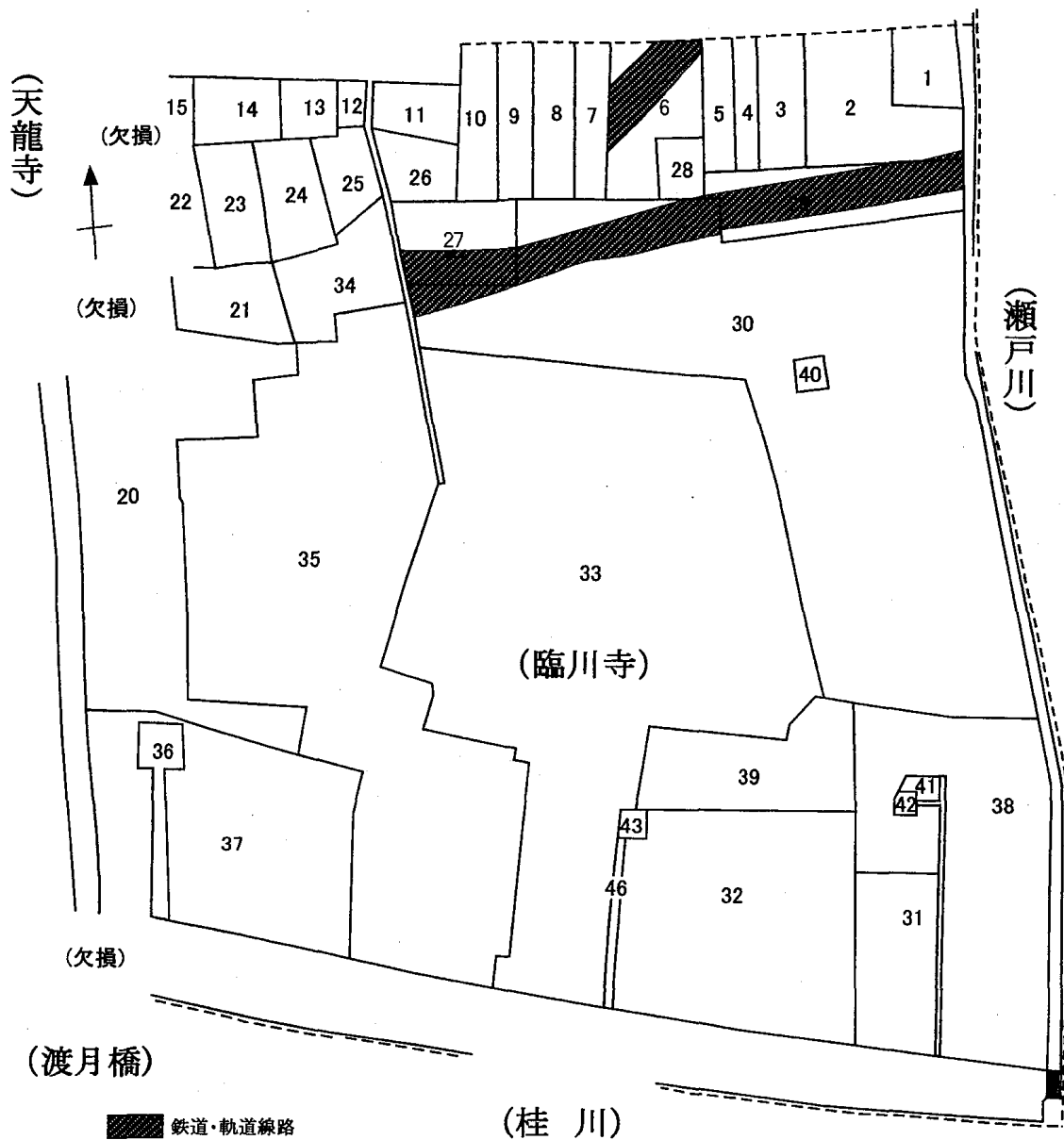


図7 鉄道・軌道線路の地割

注1) 地番16・17・18・19・44・45不明

2) () 内筆者による加筆

とともに、その後の地目変換、分筆・合筆などその土地がたどってきた歴史を記載しているのである(55)。土地台帳を併用することで、地籍図を資料に復原される歴史景観はより正確なものになるのである。

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

Ⅲ 近代嵯峨の郊外住宅地化と観光地化

(1) 嵯峨の人口増加と市町村合併

最初に人口推移から嵯峨の発展過程を大まかに見ておきたい。図8は明治23(1890)～昭和5(1930)年の嵯峨村(嵯峨町)の人口推移を示したものである。明治20年代から30年代にかけて嵯峨の人口はきわめて緩やかな増加を続け、明治40年代から大正初期に人口増加がやや大きくなったが、直後に人口増加の停滞期に入ってしまった。この間、京都鉄道の開通、嵯峨筏繫留所の完成などにより、嵯峨村の主要産業であった材木業の発展が期待され、観光業の発展が見込まれていた。とくに京都鉄道の開業に対する期待は大きかったと思われ、明治28～31(1895～1898)年の間に嵯峨運送合資会社・嵐山温泉株式会社・嵐山三軒家株式会社が相次いで設立され、また京都農商銀行嵯峨支店も開設されている(56)。さらに明治43(1910)年には嵐山電車軌道の開業、京都府立嵐山公園の開業があり、観光産業の発展に対する期待は非常に大きかったと思われる(57)。しかし、それらが嵯峨の人口増加に直ちに結びつくことはなく、人口から見る限りでは嵯峨町の発展は必ずしも順調ではなかった。

嵯峨の人口が急激に増加していくのは、大正9(1920)年以降のことである。昭和5年には大正7(1918)年から約3000人が増加して、9000人近くになっている。その翌年に嵯峨町は他の市町村とともに京都市と合併したが、その際に京都市側が合併の可否をあらかじめ検討した昭和5年の資料がある。それは合併町村について調査検討していた地方課が昭和5年6月にまとめたもので、「京都市隣接市町村編入ニ関スル調査概要」(以下、「調査概要」と略す)と題されている。嵯峨町に関わる範囲で要点をまとめると以下のようなになる。

京都市長の合併案

1. 頓挫した京都府知事浜田恒之助(在任期間：大正15年9月～昭和2年4月)の合併案(愛宕郡2ヶ村・葛野郡5ヶ村・紀伊郡9ヶ村・伏見市)に替わり、京都市長土岐嘉平(在任期間：昭和2年12月～昭和6年12月)は昭和4(1929)年

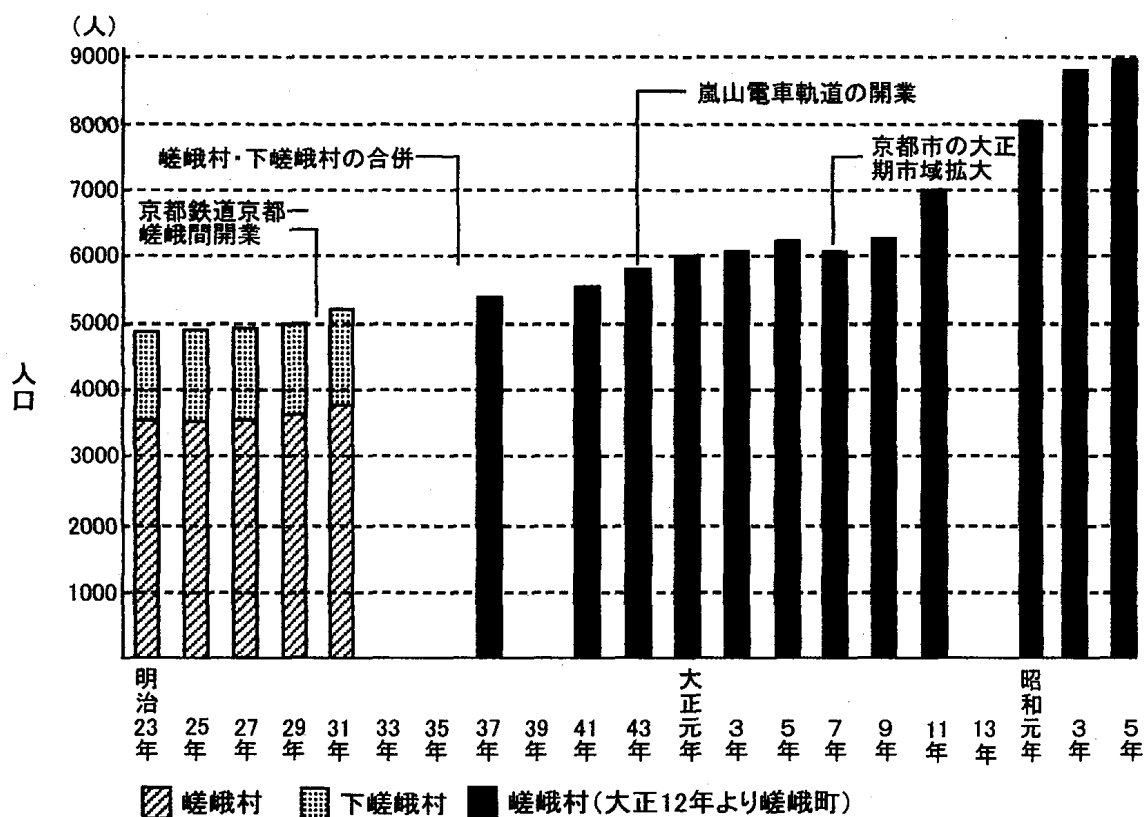


図8 嵯峨村の人口推移

資料 京都府『京都府統計書』明治23～昭和5年。

注1) 明治33・35・39年、大正13年はデータが得られなかった。

11月に愛宕郡5ヶ村・葛野郡7ヶ村(但し、嵯峨町・梅ヶ畑村は一部編入)・紀伊郡4ヶ村・宇治郡1町の合併案を提示した。

2. 市長案では嵯峨町の一部(清滝川左岸)合併の理由に、住宅好適地であること、交通政策上の必要、の2点を挙げ、また梅ヶ畑村(清滝川左岸)の一部合併の根拠に遊覧地であることを挙げた。

これに対する地方課の検討結果は「編入不可ト認ム」というものであった。その理由は以下のようなものであった。

- ①京都市と嵯峨町・梅ヶ畑村の間には花園村・太秦村があり、「京都市トノ直接ノ関係アリト認メ難」いこと。
- ②嵯峨町・梅ヶ畑村全域を編入すると山間部が遠距離で、不便であること。
- ③清滝川左岸を編入した場合、嵯峨町・梅ヶ畑村の残存地域だけでは自

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

立が困難なこと。

④市長が示した嵯峨町・梅ヶ畑村一部合併の根拠が薄弱であること。

しかし、結果から見れば嵯峨町・梅ヶ畑村とも全域が昭和6(1931)年4月1日に京都市に合併され、同時期に合併された花園村・太秦村・西院村・梅津村・京極村・松尾村・桂村・川岡村とともに右京区をつくることになった。

地方課が「編入不可」とした根拠の第一が①である。「京都市トノ直接ノ関係アリト認め難」とは、京都市と直接市町村界を接していないという意味である。大正期の市町村合併の時、内から外への拡大ではなく、「求心的都市化=内へ向かう都市化」という考え方があったことを園田英弘は紹介している⁽⁵⁸⁾が、この「直接ノ関係」に対する地方課の考え方は「内へ向かう都市化」を原則として堅持しているようにもみえる。しかし、「京都市ト直接ノ関係ナシ」とされた梅津村について地方課は「編入ヲ可ト認ム」としている。同資料にはその理由を次のように記載している。

水運ノ便アリテ工業ノ好適地タルヲ失ハザルノミナラズ、戸口ノ過半ハ既ニ商工化シタル点ヨリ見ルモ必ズシモ之ヲ除外スルヲ要スルモノニ非ズ。又之ヲ編入スルハ市ノ境界ヲ明確ニスル上ニ於テ大ニ利益アルモノト認ム。

水運の便がよく工業適地であること、住民の多くが既に商工業に従事していること、また桂川を京都市の境界とすることで京都市の境界が明確になること、の3点が梅津村編入の理由ということである。また交通不便とされた鷹ヶ峰村は「其南端ハ市ニ連接シ、市民住宅ノ好適地」、未だ農村の域を出ないとされた京極村は「東部市ニ連簷」、「交通至便ニシテ市ト密接ナル関係ヲ有シ、漸次都市化ノ傾向」が認められることを理由に地方課は編入を認めている。これらを通して、京都市からの人口流出によって都市化が進行しつつある町村、あるいは流出人口を受け入れる良好な住宅用地がある京都市と接続する町村であること、また京都市と接続していない場合、工業用地の確保など京都市にとって大きなメリットがあることなどが、地方課が京都市編入を認める条件になっていたように思われる。

太秦村や花園村には及ばないものの、嵯峨町でも京都市からの人口流出

によって人口が増加し、都市化が進行していたことは間違いない。『大正十四年京都府国勢調査結果表』の「人口及世帯数」の項に以下のような分析結果が記載されている(59)。

蓋シ増加ノ顯著ナル前記四箇町村(西院村・太秦村・花園村・嵯峨町…筆者)ハ京都市ノ発展ニ伴ヒ住宅及商業地トシテ居住者ヲ増加シタルモノナルカ。特ニ西院ハ友禪染工場、太秦ハ友禪染工場及製材工場、花園ハ住宅地、嵯峨ハ住宅地及製材工場ノ關係ニ因ルモノナリ。

結局、京都市と直接接していないばかりか、京都市にとって編入による特別なメリットも見出せず、かえって一部編入の困難さや交通上の不便さを抱え込むデメリットが大きいと判断されたのである。

ここで「調査概要」の記述を通して三つの問題点あるいは注目点に直面する。第一は、嵯峨町における大正9年以降の急激な人口増加の要因は何であったのか、という点である。はたして京都市の発展にともなう人口の郊外化だけにその要因を求めてよいのであろうか。第二に、京都市長は嵯峨を住宅好適地とみていたが、どのような住宅の好適地であり、また嵯峨が郊外住宅地として成立する条件とはなんであったのか、という点である。第三は「調査概要」によるかぎり京都市長は高尾山神護寺・梅尾山高山寺・槇尾山西明寺のある梅ヶ畑を遊覧地として編入を提案しているが、嵯峨町の観光産業についてはまったく触れず、また当然ながら地方課もこれについて言及していないという点である。昭和初期における嵯峨・嵐山の観光の実態と観光を通しての京都市と嵯峨・嵐山との関係が問われなければならない。

(2) 嵯峨町の人口増加と居住者の特性

大正・昭和初期の統計から嵯峨町の社会的増減を転出先・転入元を含めて把握することは難しい。そこで、別の角度から嵯峨町の社会的な人口構造の変化に接近し、その一端をとらえたい。以下で使用する資料は大正13(1924)年『京都府電話番号簿』(60)、および昭和7(1932)年『京都府電話番号簿 上巻』(61)である。電話はかつて中心地間の階層構造を把握するための指標として使用されたものである(62)が、ここでは広域における電話数と人口

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

の量的な関係ではなく、電話がもつ近代性という質的な部分に注目しておきたい。すなわち、電話の普及には電力の供給が必要であり、電力の供給によって電灯の普及など近代的な生活環境の一部が整っていくこと、また通信手段としての電話は迅速な通信の妨げになる地理的距離を解消し、地域間の結合の強化あるいは新たな地域との結合をもたらす手段となることなどである。

嵯峨でいつから電話が普及し始めたのか正確なところは不明である。しかし、その前提となる嵯峨における電力供給は明治42(1909)年の清瀧川水力電気株式会社開業以降である(63)。清瀧川水力電気株式会社は葛野郡を電力供給地域とし、その営業目的は「電燈電力の供給及電気機械の製作修繕併に販売」(64)であった。したがって、嵯峨町および葛野郡では明治末期から電話・電灯の普及が進んでいったと考えられる。表3は昭和6(1931)年の市町村合併以前における行政区画に基づいて、嵯峨局に属する嵯峨町とその周辺地域の大正13年・昭和7年の電話数を示したものである。大正13年は嵯峨町で急激な人口増加が始まって間もない時期である。嵯峨局管内の電話数は131台と極めて少ないが、その中で嵯峨町が70%を占め、他の5ヶ村との違いが際立っている。それが昭和7年になると嵯峨局管内の電話数は459台と4倍に急増し、また嵯峨町は3.3倍、太秦村は5.2倍の増加になった。とくに注目されるのは、嵯峨町・太秦村への集中度が高まっていること、電話台数の増加率では太秦村に及ばないものの、新たな普及台数からみると嵯峨町に集中していることである。嵯峨・嵐山は江戸時代以来の物見遊山の場所であり、明治時代になって京都鉄道・嵐

表3 嵯峨局の電話数

	大正13年		昭和7年	
	電話数	比(%)	電話数	比(%)
全	131	100.0	459	100.0
嵯峨町	91	69.5	299	65.1
太秦村	21	16.0	109	23.7
松尾村	7	5.3	21	4.6
梅津村	9	6.9	25	5.4
梅ヶ畑村	3	2.3	3	0.7
中川村	0	0.0	2	0.4

資料 大正13年『京都府電話番号簿』大阪通信局

注1) 昭和7年『京都府電話番号簿 上巻』大阪通信局

2) 注1) 嵯峨町以下の行政区画は昭和6年の京都市編入前のものである。

3) 太秦村には旧嵯峨野村分を含む。

4) 大正13年『京都府電話番号簿』には花園村分を含むが、昭和7年『京都府電話番号簿』には花園村分の記載がない。そのため、大正13年の電話数から花園村分(2台)を除いてある。

表4 大正13・14年の
職業別住民構成

小 売	米 穀 商	5
	酒 商	4
	菓 子 商	2
	青 物 商	1
	呉 服 商	1
	金 物 商	1
	美 術 商	1
工	薪 炭 商	2
	材 木 商	23
工	木綿製造業	1
運 輸	自 動 車 業	4
	運 送 業	3
サー ビス	料 理 旅 館	8
	貸 席	2
そ の 他	会 社 員	5
	医 師	2
	公 務 員	2
	画 家	1
	華 族	1
	神 官	1
計	記載なし	22
計		92

資料 大正13年『京都府電話
番号簿』大阪通信局
大正14年『日本紳士録』

山電車軌道が開通したことによりその関係は強化されたともいえるが、年に一度あるいは数度の行楽の場所であったにすぎず、京都からみれば太秦と同様に西郊の一村落でしかなかった。しかし、京都の都市的発展の影響を免れることはできないながらも、嵯峨・嵐山は既存の木材産業に加え、独自の電気事業の展開と近代観光業の発展を基盤にした近代化を図り、またある程度それが進んでいたことが、電話数の急激な増加の背景にあったと考えることができよう。

表4は大正13・14(1924・1925)年の嵯峨町における職業別人口構成を示したものである。前出の大正13年『京都府電話番号簿』が主資料であるが、電話未加入の嵯峨住民を含めて嵯峨住民の属性を捕らえるため大正14年『日本紳士録』⁽⁶⁵⁾を加え、電話加入者の中から機関・企業を除いて作成した。全体で92人でしかなく、しかも職業記載のない22人を含んでいるが、嵯峨の主要住民の特色はうかがえよう。とくにここで注目しておきたいのは「その他」の項である。表中の「会社員」は、現在でいえば会社役員である。例えば地元住民の小林吉明は嵯峨銀行頭取・株式会社銭屋商会取締役⁽⁶⁶⁾、

小松美一郎は嵯峨銀行取締役・銭屋商会社長・嵐山遊園株式会社取締役⁽⁶⁷⁾であった。また、秋田鉄道株式会社取締役を勤めていた人物も含まれている。この他、華族は飛鳥井恒麿、画家は富田溪仙である。職業記載のない人の中にもこうした企業家や会社役員が含まれている。一例を挙げれば、川崎芳太郎(川崎造船所創立者川崎正蔵の子)がそれに当たり、嵯峨に別荘を構えていた。要するに、地元出身であるか否かを問わず、嵯峨は企業家や華族・画家が居住し、あるいは別荘を構える場所になっていたのである。

これに対して、表5は昭和7～11(1932～1936)年にかけての嵯峨町にお

嵯峨諸寺門前地の近代的変容に関する予備的考察

表5 昭和7～11年の職業別住民構成

食料品小売	米	穀物	商業	13	建築・土木・造園	材木	商業	19	その他	會計士	1
	青菓	子	商業	3		建築・土木	業	6		弁護士	1
	酒	魚	商業	5		竹材	商業	2		株・証券売買	2
	生牛乳	肉	商業	6		造園	業	2		司法代書	3
	牛乳	腐豆	商業	2		石植木	商業	1		医	5
	牛肉	豆腐	商業	2		砂利	請負	2		画家	6
	大豆	納豆	商業	1		硝子	商業	1		大学教員	2
	乾茶	鶏肉	商業	1		瓦	商業	1		映画俳優	2
	鶏肉	飲料	商業	1		木綿製	造業	1		会社社員	20
	その他食料品		商業	3		織物染色	業	1		公務員	4
その他日用品	呉服	器具	商業	2	運輸	料理	業	2	計	計	275
	金文	器具	商業	2		飲食	業	11			
	電器	貨炭	商業	1		貸	業	2			
	雑貨	炭	商業	1		料理	業	3			
	薪炭	その他	商業	2		料理	業	8			
	薪炭	その他	商業	2		旅館	業	2			
	その他	その他	商業	11		土産物	業	2			
	その他	その他	商業	2		芸妓	業	1			
	その他	その他	商業	11		その他サービス	業	1			
	その他	その他	商業	2		その他サービス	業	2			

資料 昭和7年『京都府電話番号簿 上巻』大阪通信局
昭和11年『日本紳士録』

ける職業別人口構成を示したものである。昭和7年『京都府電話番号簿上巻』に昭和11年『日本紳士録』(68)を加え、表4と同じ条件で作成してある。二つの資料に若干の時間的ひらきがあるが、主要な嵯峨住民の社会的特性は把握できよう。大正13・14年に比べ記載数が大きく増加し、職業も多様になっている。その中で注目されるのは、画家が増え、会計士・弁護士・大学教員・俳優などが現れている点である。また、会社員の数も増えている。職業記載のないものの中に「会社員」が含まれている点は大正13・14年と同じで、由利達之助(69)などの名を挙げるができる。こうしたことから、企業家や華族・画家の居住地化、あるいは別荘地化がいつそう



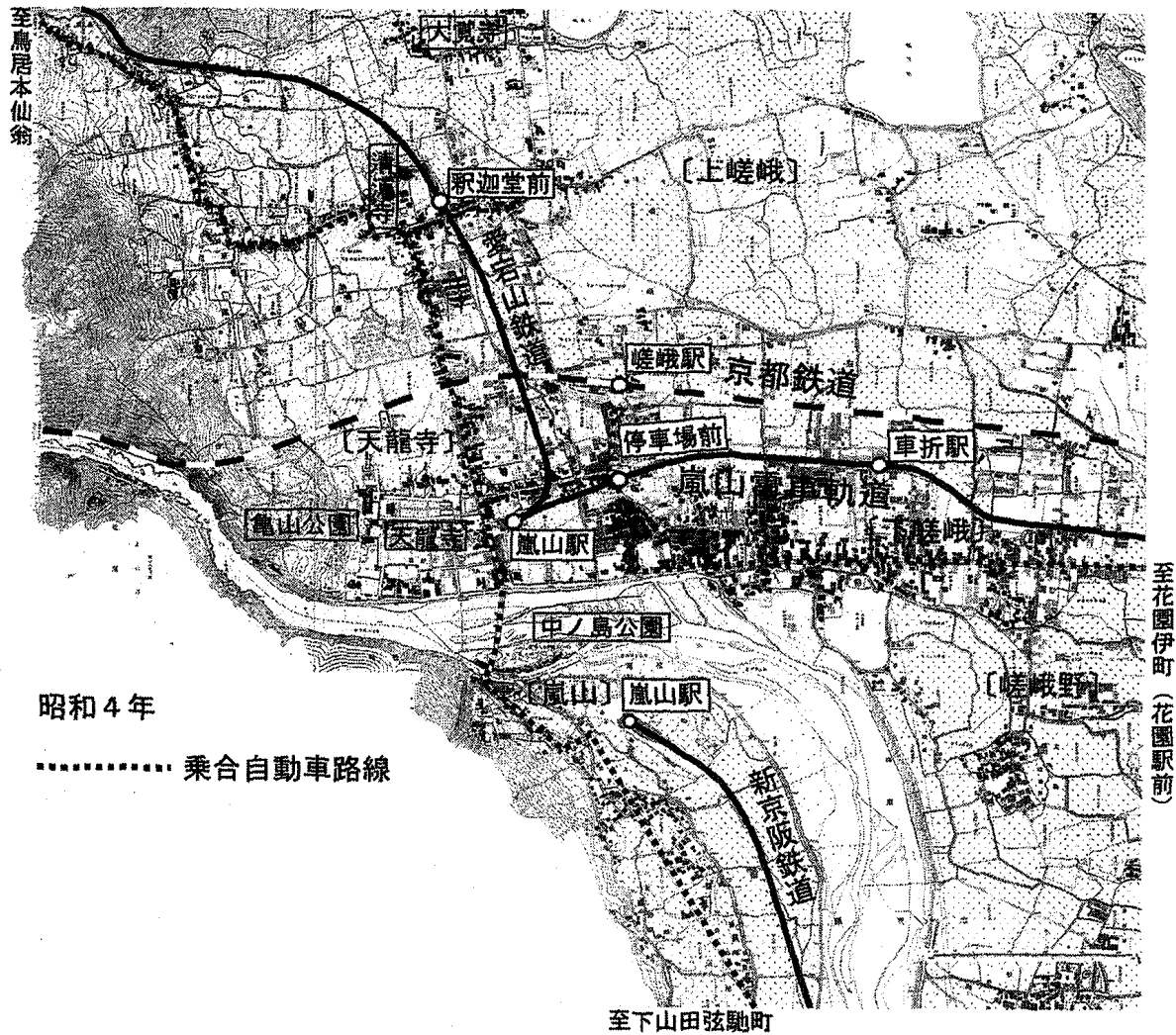
明治43年

図9 嵯峨・嵐山

進んでいたといえよう。

大正13・14年と昭和7～11年を比較して注目すべき点がもう一つある。それは嵯峨町周辺から嵯峨町への転入の事例が6例見出されることである。材木商3例(前住地：太秦・嵯峨野・生田)、司法代書1例(前住地：太秦)、画家1例(前住地：嵯峨野)、職業不明1例(前住地：嵯峨野)で、昭和6年の京都市と周辺市町村の合併直前の行政区画でいえば全て太秦村の居住者である。人口増加が続く京都市から嵯峨町にどれほどの転入があったかわからないが、嵯峨町は京都市の人口増加の影響から都市化が進みつつあった太秦村からも相当数の転入があったと思われるのである。

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察



昭和4年

..... 乗合自動車路線

における交通路線

(3) 旅客輸送からみた嵯峨

嵯峨町における近代交通の発展は、明治30(1897)年の京都鉄道の開通から始まる。また、大都市近郊では明治末期から大正期に郊外鉄道の発達が見られ、大正期から昭和期にかけては自動車交通が発達していくが、嵯峨でも同じ時期に嵐山電車軌道・愛宕山鉄道が営業を始め、大正末期には貸自動車業(タクシー事業)・乗合自動車業(バス事業)の運行も確認できる(図9)。

嵯峨・嵐山における貸自動車業・乗合自動車業の開始と発達過程は不明であるが、前掲の表4・5でいえば自動車業がそれに当たっている。貸自動車業(タクシー事業)・乗合自動車業(バス事業)は大正13・14(1924・1925)年

の段階では乗合自動車1、貸自動車2、自動車業(経営形態不明)1であった。それが昭和7～11(1932～1936)年になると貸自動車1、自動車業(経営形態不明)1になる。これだけをみれば嵯峨における貸自動車業・乗合自動車業は減少し、発達が不十分であったかのように見えるが、大正末期から昭和初期にかけて嵯峨町外の乗合自動車会社が3路線を経営していた。1社は嵯峨造路町(嵐電嵐山駅前)に事務所を置き、そこから二尊院を經由して鳥居本仙翁に至る路線(大正15年6月開業)と天龍寺車道から嵐山・松尾を經由して下山田弦馳町に至る路線(昭和2年12月開業)を経営し、他の1社は花園伊町から太秦を經由し渡月橋北詰に至る路線(昭和3年9月開業)を運行していた(70)。しかし、車両1台あたりの定員は最大12人と旅客輸送能力はまだ低く、両社の一日の運行便数は不明であるが、観光用の旅客輸送は鉄道に大きく依存していたことは明らかである。

嵯峨・嵐山では京都市と合併する以前に京都鉄道(明治40年国有化)・嵐山電車軌道・愛宕山鉄道・新京阪鉄道(京阪電軌)の4社が運行していた。以下では、嵯峨嵐山における観光産業との関わりから新京阪鉄道を除く鉄道会社3社の降車人数に焦点を当て、京都・嵯峨間の旅客流動を概観する。もちろん降車人数のすべてが観光客ではない。しかし、鉄道を利用した観光客数の上限という意味は認められよう。

図10は二条～亀岡間の各駅における降車人数の変化を、京都鉄道開業の翌年の明治31(1898)年から昭和11年まで示したものである。なお、京都駅の降車人数は東海道線の降車人数とあわせたものであるため、ここでは扱わない。資料を欠く年もあるが、明治年間の降車人数は全体的に増減が激しく、明治42(1909)年から大正3～5(1914～1916)年にかけて各駅とも急激な減少を示している。これは主に明治43(1910)年に嵐電が開業したことによる利用客の減少であったと思われる。しかし、各駅とも大正3～5年を境に増加に転じ、降車人数の伸びに駅ごとの違いはあるものの、よく似た増加傾向を示すようになる。この間の変化を駅ごとにみると、大正4年に二条駅・太秦駅・亀岡駅で、昭和3(1928)年には各駅とも一時的に増加するが、とくに二条駅と嵯峨駅の降車人数の増加が大きい。大正4年は大正天皇の即位の大礼が、昭和3年は昭和天皇の即位の大典が京都で行われた

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

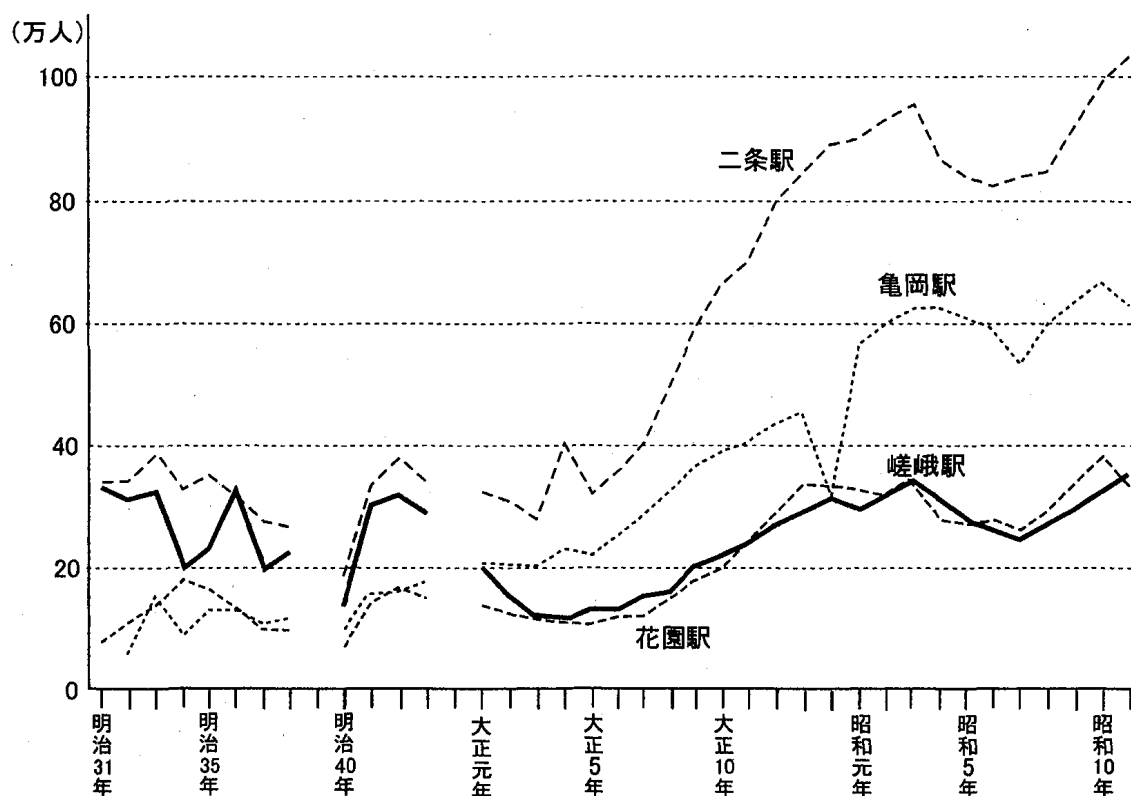


図10 山陰線駅（二条～亀岡）の年間降車人数

資料 『京都府統計書』

注1) 明治38・39年、および明治44年は資料が得られなかった。

2) 京都・嵯峨間が山陰線になるのは明治40年の京都鉄道国有化以降であるが、便宜上山陰線で統一した。

3) 亀岡駅の開業は明治32年8月で、亀岡駅の降車人数は同年5ヶ月間のものである。

年であり、同時に博覧会も催されていた。こうした諸行事の開催にともなう来京者の増加が太秦や嵐山における降車人数の増加をもたらしたものである。

嵯峨駅に注目してみると、大正4年の一時的増加が太秦駅で見られながら嵯峨駅にはなく、昭和3年になって一時的増加があった。このことは、大正4年の時点では来京者の観光行動が嵯峨まで十分及んでいなかったことを示唆するものであろう。また、二条・花園・亀岡の3駅の降車人数は明治末年から大正前期になると明治30年代前半の最多降車人数を安定的に超えるようになるが、嵯峨駅だけは昭和11(1936)年までまたなければならぬ。

一方、嵐電の年間乗客数は大正元(1912)年で102万6千人余り、大正6(1917)年には150万人を超えるが、京都電燈の傘下に入った大正7(1918)年

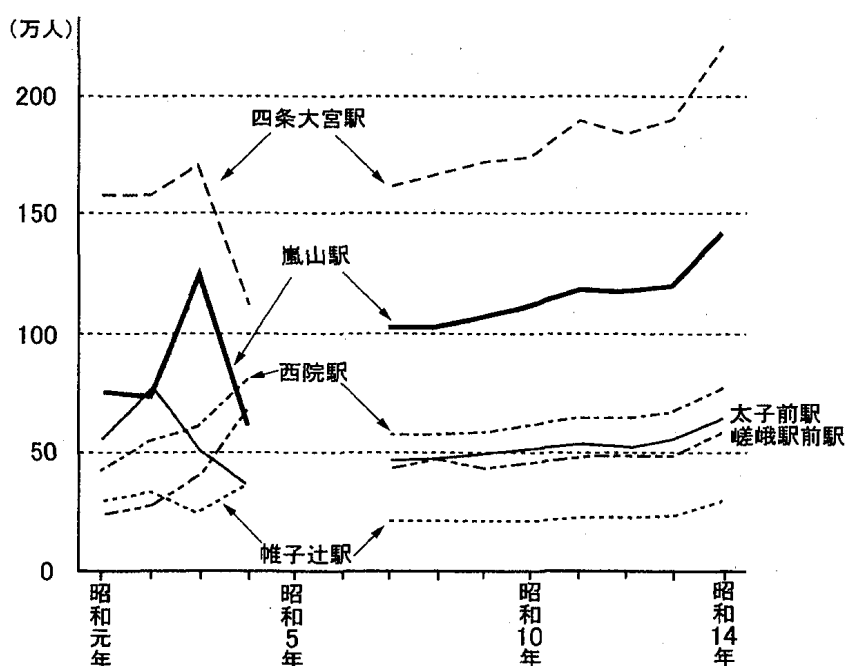


図11 嵐電主要駅の年間降車人数の変化

資料 『京都府統計書』

注1) 昭和5・6年は降車人数の記載がなかった。

2) 嵐山電車軌道は大正7年に京都電燈に合併されるが、便宜呼称を嵐電の略称で統一した。

3) 嵯峨駅前駅は開業から昭和元年まで嵯峨停車場前駅で、昭和2年に嵯峨駅前駅に改称されたが、便宜上嵯峨駅前駅で統一した。

4) 嵐電には他に三条口・山之内・蚕ノ社・嵯峨野(現・有栖川駅)・車折神社裏(現・車折)の各駅があり、昭和12年統計から壬生駅が加わるが、乗降人数が少ないため省略した。

以降になるとさらに乗客数を伸ばし、大正8(1919)年には200万人を超え、大正11(1922)年には300万人を超えている。嵯峨駅の降車人数が大正3～5(1914～1916)年ごろまで減少を続けていたこと、そして旅客輸送人数の大きな違いを考えると、嵐電開業以降の嵐山への主要鉄道が嵐電に変わったことがわかる。大正末期から昭和初期の乗客数に関する資料はないが、四條大宮駅の乗客数で見ると昭和7(1932)年に前年の103万人余りから161万人へと余り大きく増加した点が注目される。四條大宮駅の乗車人数は昭和3年の171万人をピークに減少していたが、京都市への編入直後から乗客数を大きく伸ばすことになったのである。

四條大宮駅における乗車人数の動向は嵐山駅の降車人数に大きな影響を及ぼしている(図11)。そして、嵐山駅における乗車人数は降車人数に大きな差はない(図12)ことから、統計的には四條大宮から乗車し、嵐山駅で降車した人々が帰途にも嵐電を利用し、四條大宮駅に戻っていったということになる。嵐電利用者の急増に京都市による嵯峨町の編入がどのように影響したのかを検証することは難しいが、結果的に嵐山駅における京都市編

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

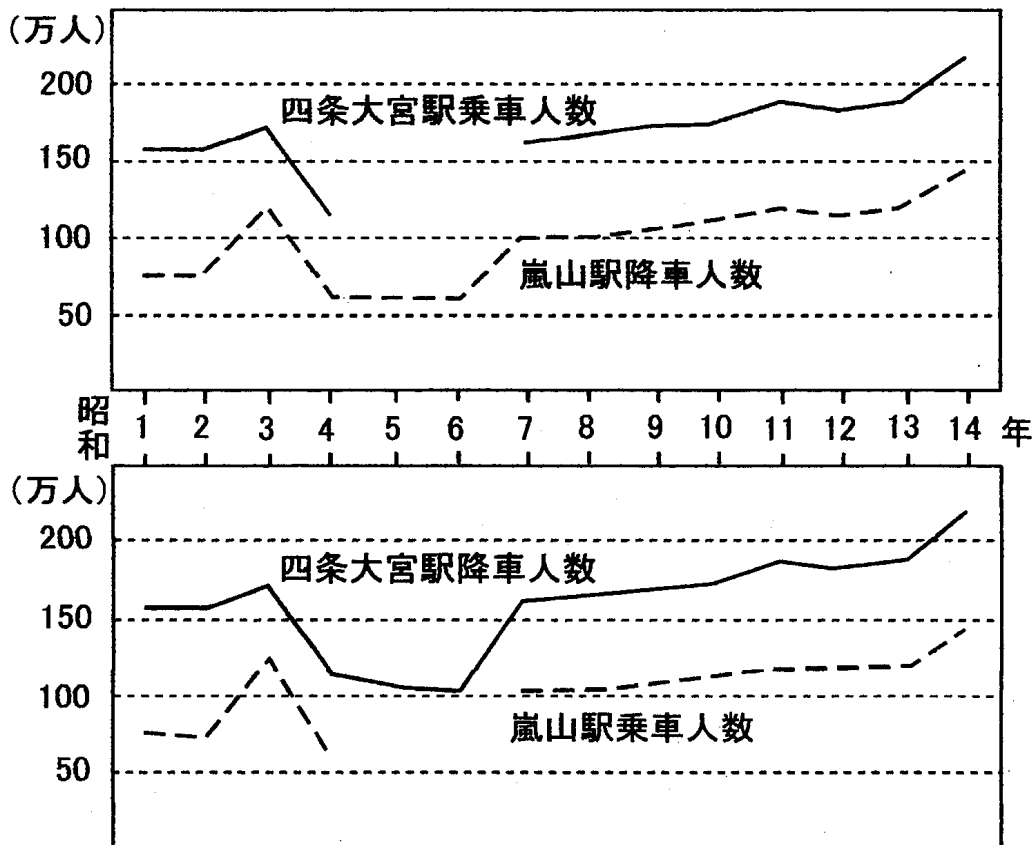


図12 嵐電ターミナル駅の乗降車人数

資料 『京都府統計書』

注1) 昭和5・6年は降車人数の記載がなかった。

2) 嵐山電車軌道は大正7年に京都電燈に合併されるが、便宜呼称を嵐電の略称を用いた。

入後の降車人数の増加は嵯峨・嵐山の観光産業にとっても大きな影響を及ぼしたと思われる。

また、昭和4(1929)年に開業した愛宕山鉄道⁽⁷¹⁾の乗降客数を示したのが、図13である。昭和7年に大きな減少はあるが、その理由は不明である。また、開業から昭和14(1939)年まで年間20万人前後の人々が愛宕山鉄道嵐山駅で乗車していたが、昭和7年までは清瀧駅の降車人数との差が大きく、途中駅で降車した人々が相当数いたことを示している。昭和7年以降になると以後嵐山駅の乗車人数と清瀧駅の降車員数が近似するようになり、清瀧川駅の索道線乗車人数もこれに連動するようになっていることから、昭和7年以降に鉄道線—索道線という観光ルートが定着したといえよう。しかし、愛宕山鉄道嵐山駅の乗車人数は嵐電嵐山駅の後者人数に比べれば15

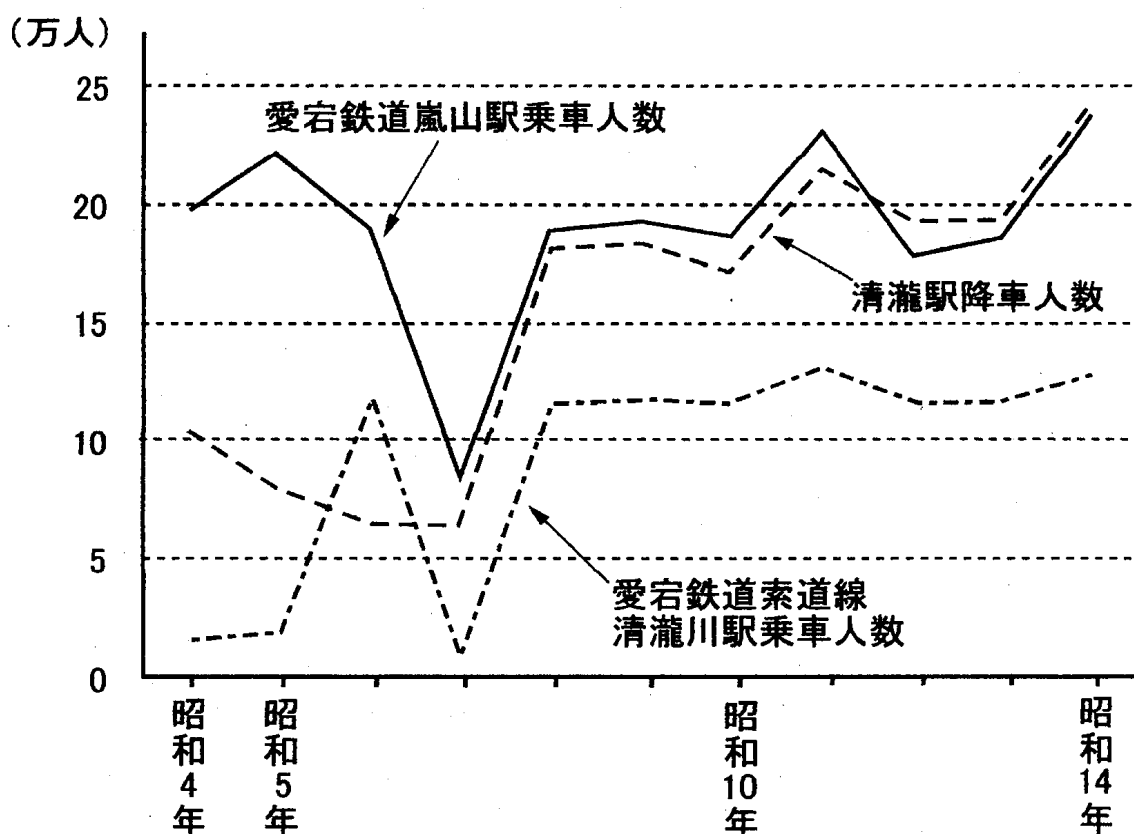


図13 愛宕山鉄道の年間利用状況

資料 『京都府統計書』

注) 昭和4年は鉄道線が4月12日から12月31日まで、索道線が7月25日から12月31日までの乗降者数である。

～17%に過ぎず、昭和7年以降大きく増加することもなかった。昭和7年の乗降客の急増とその後の伸びの停滞は嵐電嵐山駅の降車人数の動向ときわめて近く、その影響をこうむっていたことは明らかである。さらにいえば、愛宕山鉄道の利用者の増減は四条大宮駅における乗車人数に左右されていたといえよう。

(4) 考察内容の整理と課題

郊外に住み、都市へ通勤するという生活スタイルが京都で普及し始めるのは、1920年代からであるという(72)。嵯峨町が人口の急激な増加を経験したのもちょうど1920年代であった。ここでは、こうした時期にもちあがった京都市と周辺市町村の合併に関する京都市長と市役所地方課の考え方を手がかりに三つの問題を設定し、検討してきた。現段階でそのすべてに

嵯峨諸寺門前地の近代的変容に関する予備的考察

十分な答えが準備できたわけではないが、検討結果を今後の展望・課題を含めて以下にまとめておく。

1. 嵯峨町における大正9(1920)年からの急激な人口増加は、単に京都市からの流出人口の転入が増加しただけというのではなく、隣接する太秦村からの転入が認められたように、周辺村落からの転入も無視できない大きさになっていた可能性がある。
2. 元からの居住者を除けば、嵯峨町で確実に増加していったのは会社員(会社役員)や画家などの芸術家、大学教員であった。これらの人々は、例えば北白川がそうであったように、郊外住宅を志向した階層に属している。人はなぜ郊外を志向するのか、石田潤一郎はその理由として、①健康志向、②農村志向、③経済的理由(家賃・税金)の3点を挙げている(73)。③についてはわからないが、①・②に適う場所として嵯峨が彼らの目に映っていたということであろう。ただ、嵯峨は下鴨や北白川のような明確な計画の下で宅地が整備され、分譲された住宅地ではない。
3. 郊外住宅に住む人々は郊外に居住して通勤し、都市で働くという新しい生活スタイルを作り上げていったが、彼らは基本的に都市生活者である。したがって、嵯峨が郊外住宅地として成り立つためには都市的な生活環境の提供が不可欠である。その意味で、明治30年代に始まった嵯峨における電気事業は重要な役割を果たしたと思われる。
4. 郊外住宅の成立発展に都市と郊外を結ぶ郊外電車が大きな役割を果たしたことはよく知られている。嵯峨の場合、明治40年代に開業した嵐電は観光鉄道として性格を強く帯びていたが、嵐電の旅客輸送量は山陰線よりはるかに大きく、通勤用の郊外電車としても大きな役割を果たしたと思われる。しかし、郊外住宅地としての発展は直ちに嵯峨の都市的発展につながるものではない。郊外住宅を志向する理由の一つに農村志向があったように、郊外住宅は非都市的な存在である。オギユスタン・ベルクは田舎としての郊外における住宅地の発達を「屋敷の論理」と「下町の論理」で説明した(74)が、郊外住宅は「屋敷の論理」に属するものである。大正9年以降の嵯峨町の急激な人口増加

の背景には、この「下町の論理」に基づく都市化も含まれていたと考えるほうが適当であろう。

5. 嵯峨町は既存の木材業(製材業)だけでなく、近代的観光産業の発展を独自に図ってきた。京都市の発展にともなう受動的都市化ではなく、自律的に都市を形成しようとする意思と能力を備えていた一中心地であったとも言える。電話という近代的通信手段の発達・普及と鉄道という近代的な高速大量輸送手段の発達は地理的距離を時間距離に置き換え短縮するが、そうした嵯峨であるからこそ京都市の発展にともなう人口増加が顕著になる以前から京都・嵯峨間のつながりはこの二つの近代的手段を通して強化されていた可能性を考えておくことが必要である。
6. 嵯峨・嵐山における観光の盛衰は、嵐電四条大宮駅の乗車数の変化が嵐山駅の降車数の変化にそのまま表れることからわかるように、京都市民の動向に左右されている。このことは、京都市民の動向が嵯峨・嵐山の観光産業に大きな影響を及ぼすようになりつつあったということでもある。また、嵐電の旅客輸送量の大きさと輸送量の増加から、京都市民にとって嵯峨が身近な観光・行楽の場所になりつつあったと思われる。

今後の展望・課題を含むとはいえ、具体的な検討は不十分なままの整理になっている。なかには資料の欠如から検討不可能な点もあろう。しかし、嵯峨・嵐山の近代化を考える上での予備的な検討に基づくものである点を考慮して、寛恕をお願いしたい。

(5) 小 括

郊外住宅の志向は健康志向・農村志向の点でその原形は別荘・別宅にあるという(75)。しかし、別荘・別宅は非日常的な一時的滞在場所でしかなく、その所有者は基本的に都市生活者である。この点は郊外住宅の居住者も同じである。また、一時的滞在という点からいえば、観光客も同じであろう。

今回は検討の手がかりとして昭和6(1931)年の市町村合併における京都市側も検討内容から始めたが、郊外の近代化・観光地化を取り上げるとき、

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

大都市側あるいは観光客側からの検討に陥りやすい。嵯峨に限らず、ある地域の近代化・観光地化を考える場合に重要なことは、その場所を日常的な生活場所とする人々にとっての近代化・観光化、さらにいえば一時的滞在者を含めてある時点で空間を共有する人々の環境としての場所の近代化・観光化を考察することであろう。はたしてそこまでの考察ができるかどうか、現時点ではわからない。しかし、これから先の目標として、また当面の課題を考察する上での指針としてこの点は肝に銘じておきたい。

IV 観光地としての嵯峨・嵐山とその変化

—大正～昭和初期を中心として—

(1) 序

嵯峨・嵐山と言えば、天龍寺や清涼寺などの寺院を代表とした歴史的景観や大堰川(桂川)・小倉山などの自然を資源とした京都市郊外の観光地というイメージが思い起こされるのではないだろうか。確かに、嵯峨・嵐山は観光地として有名であり、現在の京都市における観光調査⁽⁷⁶⁾によると京都市を訪れる観光客全体の13～19%が訪れており、これは清水寺に次ぐ第2位を占めている(平成11—16年次調査)。さらに昭和30年代には『嵐山・高雄観光客実態調査報告書』⁽⁷⁷⁾が発行されていたことから戦後には既に観光地として注目されていたことが明らかである。

しかし、嵯峨・嵐山では上地された広大な寺院境内地が開発されて近代景観へと変貌していったという経緯があり、この変化を無視することはできない。そこで、本章では戦前の職業構成の変化や商工業・料理旅館業などの分布から嵯峨・嵐山の姿を描きだし、近代以後の土地利用の変化を明らかにしていきたい。

(2) 嵯峨町における職工数・戸数の変遷

①明治期

既に述べたように、嵯峨町の人口が急激に増加するのは、京都鉄道や嵐山電車軌道が開通した時期よりもやや遅れ、大正9(1920)年以降のことで

あった。そこで、明治～昭和初期における嵯峨町の職工数の変化を通してみた嵯峨町の産業構造的な特色を明らかにしていく。

まず、大正期よりも前の状況を把握しておく必要がある。明治初期における当該地域の状況を知ることができる資料に『葛野郡村誌』（『京都府地誌』）がある。これによれば、天龍寺村は総戸数153戸・人口691人（農業91戸・工職8戸・雑業49戸・商業13戸）、下嵯峨村は総戸数307戸・人口1284人（農業90戸・工職20戸・力作73戸・商估85戸・捕魚36戸）となっている。一方で、上嵯峨村は総戸数411戸・人口1878人とあるものの、民業に関する記載がみられない⁽⁷⁸⁾。

天龍寺村・下嵯峨村の物産の項目をみていくと、両村ともに製茶・竹・各種農産物が挙げられ、その多くを京都や大阪へ輸送していたとある。18世紀末の『都名所図会』に天龍寺村の一部が描かれているが、この地区（大堰川北岸）には三軒茶屋の他に寺院の敷地がみえるのみで、旅人が通行する街道沿いにすら民家はみられない⁽⁷⁹⁾。こうした点と明治初期における天龍寺村は全戸数の半数以上を農業戸数が占めていた点から、天龍寺村は農村的な性格が強い村であったとみてよいであろう。

これに対して下嵯峨村は、農業戸数は天龍寺とほぼ同数であったものの、全戸数のおよそ3分の1にすぎなかった。それは力作（肉体労働）と商估（商業）で過半を占めていたためである。この2つの生業の中には、下嵯峨村の主要な産業であった材木業やそれに関係する生業に就いていた人も含まれていたと考えられる。このように、下嵯峨村は農村としての一面を持ちつつ、商・工業的機能も有していた。後者は材木業が中心的位置にあったと考えられ、桂川に面した下嵯峨五島町の溜池が筏保管所として利用されていたことから、河川沿いに商・工業の多くが展開されていたのであろう。

上嵯峨村では民業・物産が記載されていないため当時の状況を正確に知ることはできない。上嵯峨村は上記の2村と比べて広大な面積を有し、大正期以後も市街地化しておらず、そのほとんどが農地であった。また他の村にはみられない牛馬を多数所有していたことが『葛野郡村誌』に記載されているため、農民が多くいたものと考えられる。しかし、清涼寺門前の

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

景観を示す史料には、「上嵯峨 今清凉寺門前と云う。此の所、茶所旅籠屋多し。」(『山城名跡巡行志』宝暦4年)⁽⁸⁰⁾、「中院町 四足門の西はたこやあり。」(『洛西嵯峨名所案内記』嘉永5年)⁽⁸¹⁾、「井頭町 はたこやあり。」(同)、「釈迦堂前旅籠屋十五軒焼亡。」(『月堂見聞集』享保7年)⁽⁸²⁾などであり、18世紀半ばから江戸時代末まで清凉寺(釈迦堂)門前には多くの旅籠屋が存在していたことが分かるのである。清凉寺門前は二尊院門前・鳥居本・清滝を通過し、愛宕山へ至る愛宕参りのルート上にあたり、『都名所図会』からは近世の清凉寺門前において旅人の往来が非常に激しかった様子をうかがい知ることができる⁽⁸³⁾。これらの点を勘案すれば、近世における上嵯峨村は商業的な機能を有していたと考えられるのである。

②大正～昭和初期

この後、嵯峨町(嵯峨村が町制を布いたのは大正12(1923)年のことであるが、ここでは嵯峨町と呼称を統一することとする)の職業構成を示す資料は管見の限り、『大正七年京都府統計書』(以下、『府統計書』)⁽⁸⁴⁾・『昭和七年京都市第二十四回統計書』(以下、『市統計書』)⁽⁸⁵⁾・『京都市隣接市町村編入二関スル調査概要』(以下、『調査概要』)⁽⁸⁶⁾に限られている。しかし、明治初期と異なり合併後にあたるため、旧村ごとの状況を把握することはできない。なお、前二者と後者とでは資料の性格が異なっているため、統計上の違いがあらわれている⁽⁸⁷⁾。一つは無職業及職業不詳の人口数が全く異なっていることであり⁽⁸⁸⁾、もう一点は性別ごとに職業別人口を表しているか否かの違いである⁽⁸⁹⁾。そのため、両者を表6・表7に分けて掲載することとした。

先に挙げた『葛野郡村志』と大正7(1918)年の職業別人口を比べると、大きな変化は見受けられない。明治初期の嵯峨町域全体の状況を把握することはできないが、天龍寺と下嵯峨は農業181戸、商業98戸、工業101戸であった。上嵯峨は農業・商業的機能を共に有していたことは既に述べたとおりであるが、明治初期の上嵯峨村全411戸のうちの多くがこの2つのいずれかの機能に属していたと考えられる。そのため、明治初期の嵯峨町全体の産業は農業を主体としつつ、商業・工業がこれに続くというものであり、それは大正7年においても同様である。

次に、大正7年と昭和5(1930)年とを比較すると人口がおよそ3000人増

表6 嵯峨町職業別人口(市統計書・府統計書)

業 種	T 7		S 5	
	人 口	世帯主数	人 口	世帯主数
農 業	1147	381	792	—
漁 業 (水 産 業)	16	7	6	—
(鉱 業)	—	—	24	—
工 業	325	176	705	—
商 業	742	297	930	—
(交 通 業)	—	—	384	—
(公 務 自 由 業)	—	—	425	—
(家 事 使 用 人)	—	—	231	—
庶業(その他の有業者)	629	283	126	—
無職業及職業不詳(無業)	2871	49	5325	—
合 計	5730	1195	8968	—

注) 業種内の()無は『大正七年京都府統計書』、()有は『昭和七年京都市第二十四回統計書』の分類に基づく。

表7 嵯峨町職業別人口
(調査概要)

業 種	T 9
	人 口
農 業	1859
水 産 業	4
(鉱 業)	—
工 業	1191
商 業	1325
交 通 業	79
公務及自由業	475
(家事使用人)	—
其 他	965
無 職	283
合 計	6181

加し、職業構成はそれまでと全く異なっている。わずか12年間のことであるが、昭和5年の職業構成は大正7年までの農業を主体としていた構成とは全く異なるものとなっていたのである。

大正7年における農業は商業・工業を合わせた人口を上回っており、嵯峨町の多くの人に関わる業種であった。しかし昭和5年になると、農業人口は大正7年のおよそ3分の2にまで減少し、これに代わって商・工業の人口が増加している。商業人口はこの時点ですでに農業人口を大きく上回り、工業人口はそれ自体が2倍以上にまで増加したことによって農業人口とそれほど大差ないものとなっている。これらのことから、嵯峨町の産業構造は急激に変質していき、大正～昭和初期には商工業を主体とした地域へ

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

と急速に変貌を遂げていったと考えられる。

また昭和5年からは交通業や公務自由業などの項目も掲載されるようになる。そのうちの一つである交通業に関して、大正9(1920)年の状況を示した表7を合わせてみていくこととする。表6と表7の資料の性格の違いについてはすでに述べたが、そうであったとしても大正期後半から昭和初期にかけて交通業に携わる者が急激に増加していることを指摘することができる。なぜならば、『調査概要』は職業不詳の項が無く、ここに記された人数を超えることはないと考えられるためである。

このような交通業は、大正7年の時点ではこの項目が無いため詳細は分からないが、大正9年には交通業者79人を確認することができる。さらに昭和5年になると大正9年のおよそ5倍の384人にまで増加している。増減率からみれば、これは他の業種を大きく上回るものである。

(3) 大正～昭和初期における商・工・料理旅館業の分布

①商工業

嵯峨町は大正後半から昭和初期にかけて人口が増加し、職業構成が変化していったことを述べたが、ここではこの嵯峨町の住民の生業がどのように分布していたのかをみていくこととする。

嵯峨・嵐山における住民の生業を示した資料は限られたものしかない。まず挙げられるものが商工人名録に類する資料である。これらは一定額以上の所得税・営業税を納めた者しか載せないため、情報量が非常に少ない。これは言い換えれば当時の嵯峨町的主要商工業者が示されていることとなるが、材木業や料理・旅館業以外の記載がほとんどみられないものになってしまう⁽⁹⁰⁾。たとえば、大正3(1914)年5月現在の『日本全国商工人名録』⁽⁹¹⁾によれば、当時の嵯峨村には酒造並ニ販売業1軒・薪炭商1軒・材木商9軒・料理附旅人宿業5軒・銀行3軒が確認できる。これを見ても、当時の主要産業が材木商・料理旅館業であったことが分かる。しかし、この情報量では嵯峨・嵐山の現実に展開されていた空間の姿を描き出すことは難しい。

このような問題点を解決するのが大正13(1924)年の『電話番号簿 京都

府』(以後、『大正13年電話番号簿』)、及び昭和7(1932)年の『京都府電話番号簿』上巻(以後、『昭和7年電話番号簿』)である(92)。ただし、『大正13年電話番号簿』は住所が大字までしか記載されておらず、『昭和7年電話番号簿』は小字の記載までに限られている。

まず、前節において明らかにすることができなかつた生業ごとの地域的な偏りの有無を明らかにするため、これらを用いて、大字(旧村域)ごとの商業・工業・料理旅館業の軒数を示した(表8)(93)。当時の全商工業者が電話に加入していたとは考えにくく、この軒数が当時の嵯峨嵐山の状況をそのまま反映したものではないことは明らかであるが、それぞれの大字における商工業分布の傾向をつかむことは可能であろう。『商工人名録』が納税額を指標として記載されていたのに対して、『電話番号簿』に載せられた電話加入者にはこのような絶対的な指標は無いが、電話を所有していた人は一定以上の経済的状況にあったものと考えられるためである。

まず大正13年の状況をみていくと、商業が全体の50%以上を占めており、全40軒のうち天龍寺と下嵯峨だけで39軒を数える。そのうち31軒は下嵯峨に立地し、21軒が材木商であった。このことから材木業は嵯峨・嵐山全体の主要産業であったことが分かる。これに次いで、米穀・青物・酒などの食料品や金物・薪炭などの日用品販売業が残る商業の大半を占め、金融業(銀行)が若干みられた。この時点では名物並百貨商や土産物商などはまだみられない。なお、工業は印刷業および木綿製造業が天龍寺と嵐山に1軒ずつみられる。

昭和7年になると、この時期の急激な人口増加に合わせて『電話番号簿』記載者の総数自体も大幅に増えている。このうち天龍寺を中心として業種ごとの分布を示したものが図14である。これは天龍寺全域と上嵯峨・下嵯峨・嵐山の一部を示しているに過ぎないが、その中で『昭和7年電話番号簿』全198軒のうち139軒を数えており、嵯峨・嵐山全体からみても中心的な地域であったといえる。

大字ごとに商工業の分布をみていくと、上嵯峨では清涼寺門前を中心としていたことが分かる。商業は日用品・食料品商のみで構成され、工業はほとんどが建築関係であった。天龍寺では商業が嵐山駅、工業が嵯峨駅の

嵯峨諸寺門前地の近代的変容に関する予備的考察

表8 大字ごとの商・工・料理旅館業業者数

大字	業種	T13		S7	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)
天龍寺	商 業	8	30	36	46
	工 業	1	4	6	8
	料理・旅館業	5	19	12	15
	そ の 他	13	47	24	31
	計	27	100	77	100
	不 明	8	—	27	—
上嵯峨	商 業	1	14	20	57
	工 業	1	14	5	14
	料理・旅館業	0	0	0	0
	そ の 他	5	72	10	29
	計	7	100	36	100
	不 明	5	—	17	—
下嵯峨	商 業	31	94	47	77
	工 業	0	0	2	3
	料理・旅館業	1	3	3	5
	そ の 他	1	3	9	15
	計	33	100	61	100
	不 明	0	—	14	—
嵐 山	商 業	0	0	5	21
	工 業	0	0	2	8
	料理・旅館業	7	100	12	50
	そ の 他	0	0	5	21
	計	7	100	24	100
	不 明	1	—	2	—
合 計	商 業	40	53	108	54
	工 業	2	3	15	8
	料理・旅館業	13	18	27	14
	そ の 他	19	26	48	24
	計	74	100	198	100
	不 明	14	—	60	—

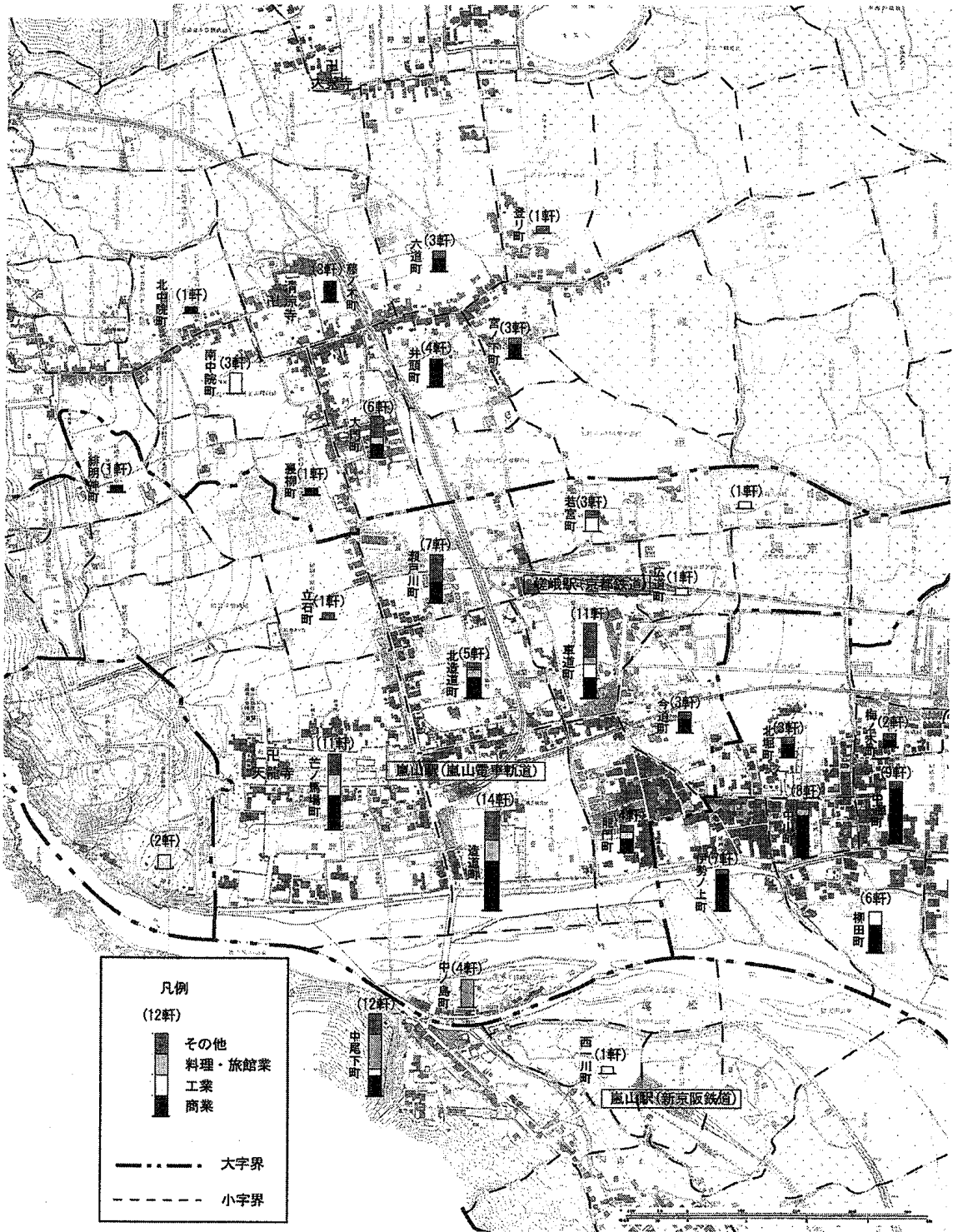


図14 商工業・料理旅館業の分布 (昭和7年)

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

周辺に分布していた。特に造路町では大正13年にはみられなかった土産物商が現れている。造路町の中でも嵐山駅の南側は昭和に入ってから開発され始めた場所であり、渡月橋へ向かうルート沿いにこのような業種がみられるようになったものと推測される。下嵯峨ではそのほとんどを商業が占めていた。ただし、桂川沿いの地区にみられる商業の多くは材木商であった。材木業は昭和7年に至っても下嵯峨の主要産業であったが、大正13年の時から廃業したのものもあり、減少傾向にあったとみられる。嵐山は他の地域に比べると商業・工業ともにはるかに少ないが、ここでも名物商という天龍寺でも確認できた土産物商のような観光客を対象としたと考えられる商売がみられる。

以上のように、昭和7年の嵯峨・嵐山では寺院門前を中心として広範に商業が分布していた状況が確認できた。その中でも、天龍寺と嵐山にはそれまでみられなかった観光客を対象とした業種が現れるようになってきている点が注目され、それは両地域が渡月橋に接する地域であったことも影響していたと考えられる。また、工業は嵯峨駅周辺及び桂川沿いに分布していたことが分かる。桂川沿いは染色関係の業種、嵯峨駅周辺は染織関係や各種製造業であった。

②料理・旅館業

『電話番号簿』において、料理・旅館業⁽⁹⁴⁾は嵯峨・嵐山全体で大正13(1924)年に13軒、昭和7(1932)年に27軒確認できる。嵯峨・嵐山が含まれていたその当時の太秦署管轄区域(現在の右京区域)における料理屋の総数はそれぞれ27軒、71軒であった⁽⁹⁵⁾。京都市北西部の中で、嵯峨・嵐山というごく限られた地域にこの業種が密集していたのである。

料理・旅館業は、大正13年には上嵯峨では0軒、下嵯峨では1軒しかみられず、天龍寺と嵐山だけで全体のほぼ全てを占めている。特に上嵯峨では18世紀半ばから江戸時代末まで清凉寺門前で多くの旅籠屋が営まれていたが、それはそこが愛宕神社への参拝経路上にあたるという地理的位置にあったためである。しかし、このような江戸時代末まで上嵯峨で確認できた旅籠屋に類する業種が『大正13年電話番号簿』では全く確認できないのである。

昭和7年になってもこのような傾向は変わらず、料理・旅館業のほとんどは天龍寺と嵐山に立地していた。図14をみても、そのほとんどは嵐山駅(嵐山電車軌道)周辺と嵐山北部、つまり桂川両岸に分布しており、嵐山電車軌道開通や嵐山公園開園などによって桂川両岸の環境が大きく変化したことが天龍寺・嵐山への移動を促したと考えられる。

また、料理・旅館業の大半が立地する天龍寺と嵐山とを比較すると、大正13年には嵐山の料理・旅館数が最も多かったが、昭和7年になると天龍寺の料理・旅館数が嵐山と並ぶこととなる。ただし、両者の異なる点は、嵐山で4軒減少・9軒増加、天龍寺で1軒減少・8軒増加という点であり、その結果として両者の料理・旅館業が同数となっている点である。つまり、嵐山は料理旅館業者の入れ替わりが激しいのに比べ、天龍寺では出店後は廃業することが少なかったということが分かる。これは前述した嵐山駅の南側において昭和に入ってから開発が進んだことが影響したものと考えられる。

(4) 小 括

嵯峨・嵐山では明治30年代以後、観光地としての環境が整備されていった。それは明治32(1899)年に地元住民によって嵯峨・嵐山の観光地化のために嵐山協会を設立されたことや、明治末期に遊覧を目的とした嵐山電車軌道が開通したこと、嵯峨筏繫留所の完成・府立嵐山公園による桂川周辺の景観改善などである。

この後、大正期後半～昭和初期にかけて急激に人口が増加していくのであるが、この間に嵯峨町の職業構成にも大きな変化が見られた。嵯峨町は農村としての側面は徐々に薄れていき、商工業を主体とした地域へと変貌していったのである。特に料理・旅館業に注目すると、近世には上嵯峨に多く立地していたが、大正期以後は桂川両岸にそのほとんどが分布していた。この業種は上記のような明治期後半以後における環境の整備に応じてこのような分布をみせるようになったと考えられる。つまり、現在の嵯峨・嵐山における観光地としての姿の前身を大正期末には確認できるのである。

最後に、大正～昭和初期にかけて増加が著しかった交通業(鉄道関係の業

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

種や運送・自動車業など)を取上げると、『昭和7年電話番号簿』における交通業は9軒確認できるのだが(その他の業種全19軒中)、それが天龍寺だけにみられるのである。このことも桂川に面した地域が観光地としての性格を有するようになっていったことを示唆するものであったといえよう。

おわりに

本稿は嵯峨・嵐山における近代化を考察するための準備作業の中で得られた資料と若干の資料的検討を通して垣間見えた近代嵯峨の景観や発展過程を概観したものである。ここで取り上げた資料は明治時代の社寺地上地に関する絵図資料、地籍図、大正・昭和期の電話帳・人名録、そして統計類である。また、それらを通して明らかになった点、あるいは推定できる点は、以下の諸点である。

1. 上地された門前地は、大覚寺門前のように屋敷地でかつ自費で建てられた屋敷であればその居住者に下げ渡され個人の所有地となったが、それ以外の場合は、例えば天龍寺造路町が昭和前期まで山林のままであったように、直ちに新たな土地利用に転換して近代景観の形成に与るということはなかった。
2. 嵯峨・嵐山における近代観光産業の形成は京都鉄道の開業を契機とし、明治30年代以降に進行したが、明治末期の嵐山電車軌道の開業が多大な観光客・行楽客をもたらした。
3. 嵐山電車軌道の開業は郊外住宅地への志向が強まる中で「会社員」に代表される都市生活者の流入をもたらし、大正期後半からの急激な人口増加をもたらした。
4. 大正期後半からの急激な人口増加によって、嵯峨町は農村的産業構造から都市的産業構造へと変化していったと考えられる。
5. 都市生活者の流入が増大したことだけでなく、嵯峨・嵐山の主要産業に成長していた観光産業は京都市民の観光動向に直接に影響されるようになり、京都市とへの依存度を強めていった。

以上のように、概観的ではあるが幾つかの成果を得た。しかし、嵯峨・

嵐山の最大の観光地になっている天龍寺とその周辺地域については検討が進んでいない。また、住宅地化の実態や嵯峨・嵐山における近代の観光・行楽の実態についても未検討の課題として残されている。したがって、上記の結果も今後の検討により修正が必要になることもある。

注

- (1) 山近博義(1991)「近世後期の京都における寺社境内の興行地化」人文地理43—5、pp439—459、山近博義(1993)「近世京都における寺社地と市街地形成」奈良女子大学文学部研究年報37、pp19—36。
- (2) 田中辦之助編(1932)『京極沿革史』、京報社、p169。大槻洋二(1998)「京都・新京極の成立母胎としての寺町：伝統都市の近代における歓楽街形成に関する史的研究 その1」日本建築学会計画系論文集514、pp199—206。
- (3) 三浦要一・谷直樹(1998)「近代京都における東山・下河原地域の市街地形成：石塀小路の宅地開発を中心として」日本建築学会学術講演梗概集F-2、建築歴史・意匠、pp367—368。矢ヶ崎善太郎(2000)「南禅寺下河原／京都 近代の京都に花開いた庭園文化と数寄の空間」(片木篤・藤谷陽悦・角野博幸編『近代日本の郊外住宅地』、鹿島出版会、所収)、pp261—276。石田潤一郎(2003)「郊外の発見」(高橋康夫・中川理編『京・町づくり史』、昭和堂、所収)、pp186—197。
- (4) 峨山青護翁(1852)『洛西嵯峨名所案内記』(野間光辰編『新撰京都叢書第一巻』、臨川書店、1985、所収)。
- (5) 木村礎校訂(1975)『旧高旧領取調帳 近畿編』、近藤出版社、pp12—25。
- (6) 『平安通志』によれば、臨川寺の新境内面積は1町2反4畝で、以下遍照寺8畝20歩、曇花院5反1畝16歩となっている。曇華院は明治9年に京都市右京区嵯峨北堀町に移転した門跡尼院である。
- (7) 大聖寺は上京区烏丸今出川上ルにある門跡尼院である。
- (8) 桑原公德(1976)『地籍図』、学生社。
- (9) 2万分1仮製地形図「愛宕山」、明治22(1889)年測量、参謀本部陸地測量部。
- (10) 地籍図の問題点については、既に桑原公德が指摘している。桑原は地籍図の作成が各府県に委任された状況を踏まえ、府県・郡区単位で地租改正や地籍調査など各時期の地籍図を検討し、それぞれの地籍図が有する特徴を解明する必要があるとしている。このような認識から桑原が行った地籍

嵯峨諸寺門前地の近代的変容に関する予備的考察

図研究には、以下の論考などがある。桑原公德・植村善博・五十嵐勉・磯永和貴(1997)「島根県における明治初期作成地籍図の基礎的研究—飯石・島根・意宇・秋鹿郡の場合—」佛教大学文学部論集81、pp83—97。

- (11) 内閣官報局編(1974)『法令全書』第4巻 明治4年、原書房、pp5。
- (12) 大蔵省管財局(1954)『社寺境内地処分誌』、大蔵財務協会。
- (13) 竹林忠男(1997)「京都府における地租改正ならびに地籍編纂事業(下)」資料館紀要25、pp70—144。
- (14) 前掲(11)、pp222。
- (15) 前掲(11)、pp272。
- (16) 「社寺境内外区別原図」、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁史料』明5—47。
- (17) 天龍寺については、「社寺境内外区別原図」が伝存していない。
- (18) 「葛野郡下嵯峨村天龍寺境内再検査結果伺」、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁文書』明7—21—6。
- (19) 前掲(13)、pp100。
- (20) 内閣官報局編(1975)『法令全書』第8巻ノ2、原書房、pp1804—1806。
- (21) 「社寺境内外区別取調帳」、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁史料』明16—48—追1。
- (22) 京都府立総合資料館歴史資料課編(1993)『京都府立総合資料館所蔵 改訂増補文書解題』、pp96。
- (23) 「社寺境外上地山林藪荒蕪地ヶ所反別取調」、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁史料』明7—21—20。
- (24) 渡辺佳子(2003)「社寺領上地と社寺境内外区別の図面—明治初期の社寺行政に関連して—」総合資料館だよりNo136、京都府立総合資料館、pp4・5頁。
- (25) 「社寺境内外区別図面」、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁史料』明16—48—追2。
- (26) 前掲(22)。
- (27) 「社寺境内外区別図」、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁史料』明16—48—追3。
- (28) 大覚寺史資料編纂室編(1980)『大覚寺文書』上巻、大覚寺、pp389・390。
- (29) 前掲(28)、pp393—396。
- (30) 内閣官報局編(1975)『法令全書』第7巻ノ1、原書房、pp512。
- (31) 前掲(24)。

- (32) 前掲(21)。
- (33) 大覚寺では境内外区別の結果、大沢池と名古曾滝跡が一旦上地されるが、明治29(1896)年11月に境内地へ編入されている。
- (34) 前掲(9)。
- (35) 桑原公德(1992)「景観の復原と地籍図」(桑原公德編『歴史景観の復原』、古今書院、所収)、pp1—21。
- (36) 佐藤甚次郎(1986)『明治期作成の地籍図』、古今書院。
- (37) 佐藤甚次郎(1983)「明治前期の地籍図利用にあたって」地理28—7、pp10—13。
- (38) 前掲(36)、pp423—425。
- (39) 前掲(36)、pp125—141。
- (40) 前掲(36)、pp425—426。前掲(37)、pp13—14。
- (41) 前掲(36)、pp114。
- (42) 前掲(37)、pp13—14。
- (43) 前掲(36)、pp320—322。
- (44) 前掲(37)、pp14—15。
- (45) 島津俊之「内務省地理局の地籍編纂事業について」(研究代表者小林健太郎『近畿・中国地方における地籍図類の歴史地理学的活用に関する総合的研究』、平成6年—8年度科学研究費補助金(基盤研究A)研究成果報告書、1997、所収)、pp18—33。
- (46) 前掲(35)、pp12—13。前掲(37)、pp12—15。
- (47) 鮫島信行(2004)『日本の地籍—その歴史と展望—』、古今書院、pp10。
- (48) 京都府下における地籍図の作成過程については、前掲(13)によるところが大きい。
- (49) 前掲(13)、pp114—115。
- (50) 前掲(13)、pp130—137。
- (51) 「内訓書綴」、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁文書』明31—7。
- (52) 前掲(13)、pp139—143。
- (53) 前掲(13)、pp140。
- (54) 2500分1都市計画基本図「大覚寺」、平成14(2002)年測量、京都市都市計画局。
- (55) 前掲(35)、pp19。
- (56) 京都府編(1928)『大正15年・昭和元年 京都府統計書』、京都府。
- (57) 嵐山公園の開設については、日本公園百年史刊行会編(1978)『日本公園

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

- 百年史—総論・各論—』、日本公園百年史刊行会、pp578—579。を参照。また、嵐山電車軌道に対する期待については、明治43(1910)年3月25日付京都日出新聞(京都市編(1994)『史料 京都の歴史』第14巻 右京区、pp483・484、所収)を参照。
- (58) 園田英弘(1994)『「みやこ」という宇宙 都会・郊外・田舎』、日本放送出版協会、pp177—184。
- (59) 京都府編(1927)『大正十四年 京都府国勢調査結果表』、京都府、pp11。
- (60) 大阪通信局編(1924)『電話番号簿 京都府』(大正13年9月1日現在)、大阪通信局。
- (61) 大阪通信局編(1932)『京都府電話番号簿』上巻、(昭和7年6月1日現在)大阪通信局。
- (62) 森川洋(1980)『中心地論』(I)、大明堂、pp59・60。
- (63) 日本電気協会編(1910)『明治42年用 日本電業者一覧』、日本電気協会。pp72—73。
- (64) 前掲(63)。
- (65) 村上雄次郎(1924)『第二十九版 日本紳士録』、交詢社(『明治 大正 昭和 京都人名録』、日本図書センター、所収)。
- (66) 横田長七編(1928)『京都商工大鑑』、業界聚英、帝国興信所京都支社、pp471—472。
- (67) 横田長七編(1928)『京都商工大鑑』府市紳士録、帝国興信所京都支社、pp56。
- (68) 浅野松次良(1936)『第四十版 日本紳士録』、交詢社(『明治 大正 昭和 京都人名録』、日本図書センター、所収)。
- (69) 横田長七編(1928)『京都商工大鑑』業界聚英、帝国興信所京都支社、pp360。
- (70) 鉄道省編(1934)『全国乗合自動車総覧』(野田正穂・老川慶喜監修(2004)『戦間期都市交通史資料集 第16巻』、丸善、所収)。
- (71) 愛宕山鉄道開業までの経緯および敷設については、鵜飼均編著(2004)『愛宕山と愛宕詣り』、佛教大学アジア宗教文化情報研究所、を参照。
- (72) 石田潤一郎「郊外の発見」(高橋康夫・中川理編(2003)『京・まちづくり史』、昭和堂。所収)pp186—197。
- (73) 前掲(72)。
- (74) オギユスタン・ベルク：宮原信・荒木享訳(1996)『都市の日本 所作から共同体へ』、筑摩書房、pp99—103。
- (75) 前掲(72)。
- (76) 京都市観光局編(2005)『京都市観光調査年報 平成16年』。

- (77) 京都市観光局編(1962)『嵐山・高雄観光客実態調査報告書 昭和36年』。
- (78) 京都府編(1902)『山城国葛野郡村誌』。
- (79) 秋里籬島著(1780)『都名所図会』(野間光辰編『新修京都叢書』第6巻、臨川書店、1994、所収)。
- (80) 浄慧(1754)『山城名跡巡行志』第四(野間光辰編『新修京都叢書』第22巻、臨川書店、1995、所収)。
- (81) 前掲(4)。
- (82) 本島知辰『月堂見聞集』享保7年2月2日(駒敏郎編(1992)『史料京都見聞記』第4巻、法蔵館、所収)。
- (83) 前掲(79)。
- (84) 京都府編(1920)『大正七(1918)年 京都府統計書』。
- (85) 京都市編(1936)『昭和七(1934)年 京都市第二十四回統計書』。
- (86) 京都市地方課編(1930)『京都市隣接市町村編入ニ関スル調査概要』(佛敎大学アジア宗教文化情報研究所所蔵)。
- (87) 『府統計書』と『市統計書』は当時の状況を示した統計書であり、特に『市統計書』の情報は国勢調査に基づいている。『調査概要』は京都市が隣接町村を合併する際に調査されたものである。
- (88) 総人口がそれほど変わらない大正7年『府統計書』と比べて、大正9年『調査概要』の場合は職業不詳の人口が各業種へ振り分けられているためである。
- (89) 各業種を男女別に記載した『府統計書』『市統計書』を確かめると、無職及職業不詳の項では女性が多くを占めている。そのため、これらの「人口」はその職業に従事する男女の実数、「戸数」は主たる生計をたてていた世帯主の数を表していることを示していると判断できる。その一方で、『調査概要』は男女別の記載はみられない。このことはこの職業別人口が地域の実態に近い数値を示しているか、世帯主の職業をその世帯全体の職業と判断したかのいずれかと考えられる。
- (90) 石川彦太郎編(1910)『第15版 日本紳士録』、交詢社。前掲(65)。前掲(68)。
- (91) 東京合資会社商工社編『改訂増補日本全国商工人名録』、大正3(1914)年(渋谷隆一編(1991)『都道府県別資産家地主総覧京都編2』、日本図書センター、所収)。
- (92) 前掲(60)。前掲(61)。
- (93) 本稿では『市統計書』の産業分類を参考にして各生業を分類した。商業は物品販売業や金融保険業など、工業は繊維・紙・金属工業や各種製造業、土木建築業、製版印刷製本業などである。なお、料理旅館業は商業に含ま

嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察

れているが、本稿では単独で分類し、交通業をその他に含めた点は『市統計書』の産業分類と異なる。

- (94) 本稿では、電話番号簿に示された料理業・料理旅館業・席貸料理業などを料理・旅館業と分類した。
- (95) 京都府編(1926)『大正十三年京都府統計書』。京都府編(1934)『昭和七年京都府統計書』。